医政発 0330 第 33 号
平成 30 年３月 30 日

各 都 道 府 県 知 事　　殿

厚生労働省医政局長
（公　印　省　略）

社会医療法人の認定要件及び特定医療法人の承認要件の見直し等について

平成 30 年度税制改正の大綱（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、社会医療法人の認定要件及び特定医療法人の承認要件については、所要の見直しを行うこととなりました。これに伴い、当該要件を定めた厚生労働省告示及び医療法施行規則の改正を行い、その内容については、本年３月 27 日付で「「医療法施行規則の一部を改正する省令」等の公布について（平成 30 年医政発 0327 第 23 号厚生労働省医政局長通知）」において通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記第１のとおり改正し、本年４月１日から適用することといたしましたので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めていただくようお願いいたします。

また、その他の既往通知についても下記第２、第３及び第４のとおり所要の改正を行い、本年４月１日から適用することといたしましたので、併せて適正な運用に努めていただくようお願いいたします。

記

第１　社会医療法人及び特定医療法人に係る改正について
○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号）　別添１
○「特定医療法人制度の改正について」（平成 15 年医政発第 1009008 号）　別添２

第２　医療法人の附帯業務の改正について
○「医療法人の附帯業務について」（平成 19 年医政発第 0330053 号）　別添３

第３　医療法人の定款例及び寄附行為例の改正について
○ 特定医療法人の定款例（平成 15 年医政発第 1009008 号）　別添４
○ 特定医療法人の寄附行為例（平成 15 年医政発第 1009008 号）　別添５
○ 出資額限度法人のモデル定款（平成 16 年医政発第 0813001 号）　別添６
○ 社団医療法人の定款例（平成 19 年医政発第 0330049 号）　別添７
○ 財団医療法人の寄附行為例（平成 19 年医政発第 0330049 号）　別添８

○ 社会医療法人の定款例（平成 20 年医政発第 0331008 号）　別添９
○ 社会医療法人の寄附行為例（平成 20 年医政発第 0331008 号）　別添 10

第４　その他の改正について（介護医療院の施行に伴う改正等）
○「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」
（昭和 61 年健政発第 410 号）　別添 11
○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」
（平成 2 年健政発第 110 号）　別添 12
○「医療法人制度について」（平成 19 年医政発第 0330049 号）　別添 13
○「医療法人の基金について」（平成 19 年医政発第 0330051 号）　別添 14
○「医療法人会計基準について」（平成 26 年医政発 0319 第７号）　別添 15
○「医療法人の国際展開に関する業務について」（平成 26 年医政発 0319 第５号）　別添 16
○「農業協同組合又は農業協同組合連合会の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可等について」
（平成 28 年医政発 0315 第１号）　別添 17
○「医療法人の機関について」（平成 28 年医政発 0325 第３号）　別添 18
○「医療法人の合併及び分割について」（平成 28 年医政発 0325 第５号）　別添 19
○「医療法人の計算に関する事項について」（平成 28 年医政発 0420 第７号）　別添 20
○「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」
（平成 28 年医政発 0420 第５号）　別添 21
○「地域医療連携推進法人制度について」（平成 29 年医政発 0217 第 16 号）別添 22
○「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」
（平成 29 年医政発 0321 第５号）　別添 23

第５　施行期日等
１．上記の改正通知は本年４月１日より適用する。ただし、社会医療法人及び特定医療法人に係る改正後の要件（社会医療法人に係る精神科救急医療及び小児救急医療に関する改正後の実績基準を除く。）については、医療法人の平成 30 年４月１日以降に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度（事業年度）については、なお従前の例によることとする。
　したがって、当該要件の適用時期については、医療法人ごとに異なることに注意する必要があり、例えば、４月１日より新たな会計年度が開始する社会医療法人が、平成 30 年４月１日から介護事業を拡大した場合は、社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の８割を超えることの要件（医療法施行規則第 30 条の 35 の３第１項第２号ロ）について、社会保険診療等に係る収入金額に介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額が含まれることになるが、１月１日より新たな会計年度が開始する社会医療法人が、平成 31 年１月１日より開始する会計年度以前に介護事業を拡大した場合、社会保険診療等に係る収入金額に介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額を含めることはで

きないため、当該要件を満たさなくなる可能性があることに注意されたい。

２．また、社会医療法人に係る精神科救急医療及び小児救急医療に関する改正後の実績基準については、医療法人の平成 30 年４月１日以降に行われる社会医療法人の認定の申請又は社会医療法人が毎会計年度終了後３月以内に都道府県知事に対して行う事業報告書等の届出について適用し、同日前に行われた申請等については、なお従前の例によることとする。

したがって、過年度の救急医療等確保事業の実施状況が改正後の実績基準により評価されることについて注意が必要であり、例えば、精神科救急医療の認定を受けた社会医療法人が、平成 30 年４月１日以降に事業報告書等を届け出る場合、直近に終了した３会計年度の精神科救急医療の実施状況の作成に当たっては、改正後の緩和された実績基準が適用されることに注意されたい。

○「社会医療法人の認定について」（平成２０年医政発第０３３１００８号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
第２　社会医療法人の認定要件 １～３　（略） ４　救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第４２条の２第１項第４号関係） (1)　（略） (2)　２以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、１の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第３０条の４第２項第１２号に規定する区域（以下「二次医療圏」という。）に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。 ①　（略） ②　当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が、当該病院の所在地を含む二次医療圏及び当該二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。以下「隣接市町村」という。）	第２　社会医療法人の認定要件 １～３　（略） ４　救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第４２条の２第１項第４号関係） (1)　（略） (2)　２以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、１の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第３０条の４第２項第１２号に規定する区域（以下「二次医療圏」という。）に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。 ①　（略） ②　当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が、当該病院の所在地を含む二次医療圏及び当該二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。以下「隣接市町村」という。）に所在す

に所在すること。 ③　当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が相互に近接していること。 ※　「近接」とは、概ね１０km圏内に所在し、自動車で移動する場合、概ね３０分以内で到達が可能であるもの。 ④　（略） (3)　（略） ５　（略） ６　公的な運営に関する要件について（法第４２条の２第１項第６号関係） (1)　医療法人の運営について（医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号。以下「規則」という。）第３０条の３５の３第１項第１号関係） ①～⑥　（略） ⑦　毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第４２条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第４２条の２第１項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成１９年医政指発第０３３０００３号。以下「事業報告書等通知」という。）の１の(4)に規定する損益計算書をいう。第２の６の(2)の①、②及び④において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。 なお、遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上す	ること。 ③　当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が相互に近接していること。 ※　「近接」とは、概ね１０km圏内に所在し、自動車で移動する場合、概ね３０分以内で到達が可能であるもの。 ④　（略） (3)　（略） ５　（略） ６　公的な運営に関する要件について（法第４２条の２第１項第６号関係） (1)　医療法人の運営について（医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号。以下「規則」という。）第３０条の３５の３第１項第１号関係） ①～⑥　（略） ⑦　毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第４２条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第４２条の２第１項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成１９年医政指発第０３３０００３号。以下「事業報告書等通知」という。）の１の(4)に規定する損益計算書をいう。第２の６の(2)の①及び③において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。 なお、遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上す

る資産の総額から次のイからへまでに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（事業報告書等通知の１の⑶に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。 　また、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。 　さらに、保有する資産の明細表は、法第５１条の４第２項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。 イ　当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産 ロ～へ　（略） ⑧～⑨　（略） ⑵　医療法人の事業について（規則第３０条の３５の３第１項第２号関係） ①　病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）が、全費用の額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額をいう。）	る資産の総額から次のイからへまでに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（事業報告書等通知の１の⑶に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。 　また、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。 　さらに、保有する資産の明細表は、法第５１条の２第２項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。 イ　当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産 ロ～へ　（略） ⑧～⑨　（略） ⑵　医療法人の事業について（規則第３０条の３５の３第１項第２号関係）

の１００分の６０を超えること。 ② 社会保険診療（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第２６条第２項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね１００分の１０以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第６条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第４条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）、予防接種（予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第２条第６項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。）に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（１の分娩に係る助産に係る収入金額が５０万円を超えるときは、５０万円を限度とする。）及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第２６条第２項第４号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。）の合計額が、全収入金額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の１００分の８０を超えること。 なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。 イ～ヌ （略） ③ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法	① 社会保険診療（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第２６条第２項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね１００分の１０以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第６条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第４条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（１の分娩に係る助産に係る収入金額が５０万円を超えるときは、５０万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の１００分の８０を超えること。（この場合において、規則第３０条の３５の３第１項第２号イの判定に当たっては、介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定に基づく保険給付に係る収入金額の一部等も社会保険診療に係る収入に含まれることに留意すること。） なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。 イ～ヌ （略） ② 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法

に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。 　なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。 イ～ロ　（略） ④　医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に１００分の１５０を乗じて得た額の範囲内であること。 ７　（略） ８　その他 　すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていること。 ①～③　（略） ④　次に掲げる事項は、理事会において議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の３分の２以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数の議決を必要とする。	に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。 　なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。 イ～ロ　（略） ③　医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に１００分の１５０を乗じて得た額の範囲内であること。 ７　（略） ８　その他 　すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていること。 ①～③　（略） ④　次に掲げる事項は、理事会において議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の３分の２以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数で決し、可否同数のと

イ　定款又は寄附行為の変更 ロ　基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ハ　毎事業年度の事業計画の決定又は変更 ニ　財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し ホ　将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し ヘ　収支予算及び決算の決定又は変更 ト　重要な資産の処分 チ　借入金額の最高限度額の決定 ⑤　（略） 第３　社会医療法人の認定等に当たっての留意事項 １～５　（略） ６　社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等 (1)　（略） (2)　実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。 ①　（略） ②　実施計画　別添８（規則第３０条の３６の３の別記様式第１の３ ※　実施計画（変更があった場合はその変更後のもの）に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間（以下「実施期間」という。）中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備は、別添１の基準に記載されている施設及び設備のうち、法人税法施行令第１３条第１号から第８号までに掲	きは、議長の決するところによる。 イ　定款又は寄附行為の変更 ロ　基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ハ　毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ニ　財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し ホ　将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の保有額の決定及び取崩し ヘ　収支予算及び決算の決定 ト　剰余金又は損失金の処理 チ　借入金額の最高限度額の決定 ⑤　（略） 第３　社会医療法人の認定等に当たっての留意事項 １～５　（略） ６　社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等 (1)　（略） (2)　実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。 ①　（略） ②　実施計画　別添８（規則第３０条の３６の３の様式第１の３ ※　実施計画（変更があった場合はその変更後のもの）に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間（以下「実施期間」という。）中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備は、別添１の基準に記載されている施設及び設備のうち、法人税法施行令第１３条第１号から第８号までに掲

げる資産に該当するものを記載すること。この場合において、同令第５５条第１項に規定する資本的支出に該当するものは含まれるが、それ以外の修繕費、賃借料等については含まれないこと、当該救急医療等確保事業の用に供される見込みであるものであれば、その一部が当該救急医療等確保事業以外の事業の用に供される見込みであるものであっても、対象となることに留意すること。 ③～④　（略） (3)～(4)　（略） (5)　実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後３月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。 ①　実施計画の実施状況報告書　別添１０（規則第３０条の３６の９第１項の別記様式第１の４） ②　（略） (6)～(12)　（略） ７　その他 (1)～(2)　（略） (3)　特定事業準備資金（第２の６(1)⑦のへ）について ①～②　（略） ③　当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。 ア　資産の部　〇〇事業特定預金（固定資産のその他の資産に掲記） イ　純資産の部　〇〇事業積立金（積立金に掲記） ④　（略） (4)　附帯業務及び収益業務の実施について	げる資産に該当するものを記載すること。この場合において、同令第５５条第１項に規定する資本的支出に該当するものは含まれるが、それ以外の修繕費、賃借料等については含まれないこと、当該救急医療等確保事業の用に供される見込みであるものであれば、その一部が当該救急医療等確保事業以外の事業の用に供される見込みであるものであっても、対象となることに留意すること。 ③～④　（略） (3)～(4)　（略） (5)　実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後３月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。 ①　実施計画の実施状況報告書　別添１０（規則第３０条の３６の９第１項の様式第１の４） ②　（略） (6)～(12)　（略） ７　その他 (1)～(2)　（略） (3)　特定事業準備資金（第２の６(1)⑦のへ）について ①～②　（略） ③　当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。 ア　資産の部　〇〇事業特定預金（固定資産のその他の資産に掲記） イ　純資産の部　〇〇事業積立金（利益剰余金のその他利益剰余金に掲記） ④　（略） (4)　附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第４２条各号に掲げる業務及び同法第４２条の２第１項又は法第４２条の３第２項に規定する収益業務を行うに場合にあっては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。 ただし、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変更等は要しないものとすること。 この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。 ① （略） ② 病院等の施設外で当該病院等に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。 したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。 ③ （略） (5)～(8) （略）	定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第４２条各号に掲げる業務及び同法第４２条の２第１項又は法第４２条の３第２項に規定する収益業務を行うに場合にあっては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。 ただし、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変更等は要しないものとすること。 この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。 ① （略） ② 病院等の施設外で当該病院に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。 したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。 ③ （略） (5)～(8) （略）

○「社会医療法人の認定について」（平成２０年医政発第０３３１００８号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後				改　　正　　前			
別添１				別添１			
業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績	業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療 （精神科救急医療の場合）	（略） （略）	（略） （略）	（略） 次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した３会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口１万人対７．５件以上であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。以下同じ。）において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数（患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合に算定することができる再診料の件数は除く。②から④までにおいても同じ。） ②休日（深夜を除く。以下同じ。）において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数	救急医療 （精神科救急医療の場合）	（略） （略）	（略） （略）	（略） 次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した３会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口１万人対７．５件以上であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。）において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数（患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合に算定することができる再診料の件数は除く。②から④までにおいても同じ。） ②休日（深夜を除く。）において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数

			※なお、①～④以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診又は再診に引き続いて入院した患者数についても、「時間外等診療件数」に含めること。 ※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。				※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。
災害医療	（略）	（略）	（略）	災害医療	（略）	（略）	（略）
へき地医療	（略）	（略）	（略）	へき地医療	（略）	（略）	（略）
周産期医療	（略）	（略）	（略）	周産期医療	（略）	（略）	（略）
小児救急医療	（略）	（略）	次の基準に該当すること。 当該病院において６歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が２０％以上であること。 ※「６歳未満の乳幼児の時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度における次に掲げる算定件数の合計の６歳未満の乳幼児の初診料算定件数に占める割合をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。以下同じ。）において６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。以下同じ。）において６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 ※なお、①～④以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診に	小児救急医療	（略）	（略）	次の基準に該当すること。 当該病院において６歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が２０％以上であること。 ※「６歳未満の乳幼児の時間外等加算割合」とは、直近に終了した３会計年度における次に掲げる算定件数の合計の６歳未満の乳幼児の初診料算定件数に占める割合をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。）において６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が６歳未満の乳幼児の初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数

			引き続いて入院した患者数についても、 上記の算定件数の合計に含めること。				

○「社会医療法人の認定について」（平成２０年医政発第０３３１００８号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　正　後

１．社会医療法人関係書類一覧

	申請書類一覧	申請時	毎決算後	備考
□	社会医療法人認定申請書	○	－	
□	決算届	－	○	
□	別表（医療法第４２条の２第１項第４号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
	（医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類）			
□	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
□	添付書類１－１（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する件もの要の添付	左記の添付書類のうち該当する件もの要の添付	※
□	添付書類１－２（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□	添付書類１－３（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
□	添付書類２（災害医療） 添付書類１－１（救急医療）又は１－２（救急医療）（添付資料を含む）			

改　正　前

１．社会医療法人関係書類一覧

	申請書類一覧	申請時	毎決算後	備考
□	社会医療法人認定申請書	○	－	
□	決算届	－	○	
□	別表（医療法第４２条の２第１項第４号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
	（医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類）			
□	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
□	添付書類１－１（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する件もの要の添付	左記の添付書類のうち該当する件もの要の添付	※
□	添付書類１－２（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□	添付書類１－３（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
□	添付書類２（災害医療） 添付書類１－１（救急医療）又は１－２（救急医療）（添付資料を含む）			

	訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
□	添付書類３－１（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
□	添付書類３－２（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
□	添付書類３－３（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			
□	添書書類３－４(へき地医療) 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類(協定書等写し)			
□	添付書類３－５(へき地医療) 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
□	添付書類４（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□	添付書類５（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）				
□	添付書類６（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第１号から第３号まで及び第６号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	－	

	訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
□	添付書類３－１（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
□	添付書類３－２（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
□	添付書類３－３（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			
□	添書書類３－４(へき地医療) 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類(協定書等写し)			
□	添付書類３－５(へき地医療) 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
□	添付書類４（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
□	添付書類５（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）				
□	添付書類６（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第１号から第３号まで及び第６号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	－	
□	書類付表１（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	

□	書類付表１（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
□	書類付表２（経理等に関する明細表）	○	○	
□	書類付表３（保有する資産の明細表）	○	○	※
□	添付書類７（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第６号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

注）（略）

２．定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申　請　書　類　一　覧
□　定款（寄附行為）変更認可申請書
□　定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
□　定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 …　社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録 …　財団の医療法人にあっては、理事会及び評議員会の議事録
（医療法第４２条の２第１項の収益業務を行う場合）
□　収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
□　定款又は寄附行為変更後２年間の事業計画及びこれに伴う予算書
□　新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し （寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類）
□　土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注）(1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、医療法第５４条の９第３項の規定に基づき定款又

□	書類付表２（経理等に関する明細表）	○	○	
□	書類付表３（保有する資産の明細表）	○	○	※
□	添付書類７（公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第６号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

注）（略）

２．定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申　請　書　類　一　覧
□　定款（寄附行為）変更認可申請書
□　定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
□　定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 …　社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録 …　財団の医療法人にあっては、理事会（評議員会）の議事録
（医療法第４２条の２第１項の収益業務を行う場合）
□　収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
□　定款又は寄附行為変更後２年間の事業計画及びこれに伴う予算書
□　新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し （寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類）
□　土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注）(1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、医療法第５０条第１項の規定に基づき定款又は寄

は寄附行為の変更が必要であること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

３．決算届出関係書類一覧

届　出　書　類　一　覧
□　事業報告書
□　財産目録
□　貸借対照表
□　損益計算書
□　関係事業者との取引の状況に関する報告書
□　監事の監査報告書
医療法第４２条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説明する書類 （「１．社会医療法人関係書類一覧」参照）
（医療法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した場合）
上記に掲げる書類
□　純資産変動計算書
□　キャッシュ・フロー計算書
□　附属明細表
□　公認会計士又は監査法人の監査報告書

注）（略）

附行為の変更が必要であること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

３．決算届出関係書類一覧

届　出　書　類　一　覧
□　事業報告書
□　財産目録
□　貸借対照表
□　損益計算書
□　監事の監査報告書
医療法第４２条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説明する書類 （「１．社会医療法人関係書類一覧」参照）
（医療法第５４条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した場合）
上記に掲げる書類
□　純資産変動計算書
□　キャッシュ・フロー計算書
□　附属明細表
□　公認会計士又は監査法人の監査報告書

注）（略）

別表２

医療法第４２条の２第１項第４号ロの要件に該当する旨を説明する書類

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり相違ありません。

１　開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名　　称	所　　在　　地	救急医療等確保事業の別

２　隣接市町村（注）に開設する全ての診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名　　称	所　　在　　地	救急医療等確保事業の別

別表２

医療法第４２条の２第１項第４号ロの要件に該当する旨を説明する書類

申請者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり相違ありません。

１　開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設

名　　称	所　　在　　地	救急医療等確保事業の別

２　隣接市町村（注）に開設する全ての診療所及び介護老人保健施設

名　　称	所　　在　　地	救急医療等確保事業の別

（注）隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。

（記載上の注意事項）

○　医療法第４２条の２第１項第５号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院を全て記載すること。

○　「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添２－１）又は決算届（別添２－２）に記載した内容と一致していること。

添付書類

○　当該医療法人が開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の所在地が示された地図

（注）隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。

（記載上の注意事項）

○　医療法第４２条の２第１項第５号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）及び介護老人保健施設を全て記載すること。

○　「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添２－１）又は決算届（別添２－２）に記載した内容と一致していること。

添付書類

○　当該医療法人が開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設の所在地が示された地図

○「社会医療法人の認定について」（平成２０年医政発第０３３１００８号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　正　後

添付書類１－１（救急医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：　　印

住　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔時間外等加算割合〕

区　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　計
初診料の算定件数	件	件	A　件
内 時間外加算の算定件数	件	件	①　件

改　正　前

添付書類１－１（救急医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：　　印

住　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔時間外等加算割合〕

区　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　計
初診料の算定件数	件	件	A　件
内 時間外加算の算定件数	件	件	①　件

内 休日加算の算定件数	件	件	② 件
内 深夜加算の算定件数	件	件	③ 件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	④ 件
時間外等加算割合｛(①＋②＋③＋④)／A｝			%

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した３会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）別表第一区分番号Ａ000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

○　時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表　（略）

内 休日加算の算定件数	件	件	② 件
内 深夜加算の算定件数	件	件	③ 件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	④ 件
時間外等加算割合｛(①＋②＋③＋④)／A｝			%

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した３会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成１８年厚生労働省告示第９２号）別表第一区分番号Ａ000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

○　時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表　（略）

添付書類１－３（精神科救急医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔時間外等診療件数〕

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内 電話等による再診料 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	①　　件
休日加算の算定件数	件	件	件	②　　件
深夜加算の算定件数	件	件	件	③　　件

添付書類１－３（精神科救急医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔時間外等診療件数〕

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内 電話等による再診料 (C)	合　　計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	①　　件
休日加算の算定件数	件	件	件	②　　件
深夜加算の算定件数	件	件	件	③　　件

時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	④ 件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		⑤ 件
時間外等診療件数（①＋②＋③＋④＋⑤）				⑥ 件

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した３会計年度における時間外等診療件数を記載すること。

○　「上記以外の時間外等入院患者数」については、①～④以外であって、初診に引き続いて入院した患者数を初診料（A）の欄へ計上し、再診に引き続いて入院した患者数を再診料（B）の欄へ計上すること。

添付資料

○　時間外等診療件数明細表

○　「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類（救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。）

○　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第３３条の４の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等の写し）を添付すること。

時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	④ 件
時間外等診療件数（①＋②＋③＋④）				⑤ 件

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した３会計年度における時間外等診療件数を記載すること。

添付資料

○　時間外等診療件数明細表

○　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第３３条の４の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等の写し）を添付すること。

〔精神科救急医療圏〕

精神科救急医療圏名	人　　口	
	⑦　　人　　（統計表名　　）	
人口１万人対時間外等診療件数（⑥／⑦×10,000）		人

（記載上の注意事項）

○　直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。

時間外等診療件数明細表

（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）

区　　分	初診料(A)	再診料(B)	内　電話等による再診（C）	合　計(A+B−C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

〔精神科救急医療圏〕

精神科救急医療圏名	人　　口	
	⑥　　人　　（統計表名　　）	
人口１万人対時間外等診療件数（⑤／⑥×10,000）		人

（記載上の注意事項）

○　直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。

時間外等診療件数明細表

（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）

区　　分	初診料(A)	再診料(B)	内　電話等による再診（C）	合　計(A+B−C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B−C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B−C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件

（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B−C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診 (C)	合　　計 (A+B−C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件

休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（合　　計）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診（C）	合　　計 (A+B−C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

（記載上の注意事項）
○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

（合　　計）

区　　分	初　診　料 (A)	再　診　料 (B)	内　電話等による再診（C）	合　　計 (A+B−C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件

（記載上の注意事項）
○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類３－５（へき地医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：　　印
住　　所：

以下のとおり相違ありません。

医療法人名 病　院　名 病院所在地	
へき地医療拠点病院名 病院の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕

支援へき地医療拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日

添付書類３－５（へき地医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：　　印
住　　所：

以下のとおり相違ありません。

医療法人名 病　院　名 病院所在地	
へき地医療拠点病院名 病院の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕

支援へき地医療拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日

合　　計			※　　人日

※　「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106 人日以上であること。

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。

○　当該病院の所在地の都道府県のへき地医療拠点病院に対して行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

○　医師派遣明細表

○　へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援へき地医療拠点病院との協定書等の写し）

医師派遣明細表（医療法人→へき地医療拠点病院）

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先（へき地医療拠点病院名）	派遣医師数	医師の延べ派遣日数	受診可能診療科目
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	

合　　計			※　　人日

※　「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106 人日以上であること。

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。

○　当該病院の所在地の都道府県のへき地医療拠点病院に対して行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

○　医師派遣明細表

○　へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援へき地医療拠点病院との協定書等の写し）

医師派遣明細表（医療法人→へき地医療拠点病院）

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先（へき地医療拠点病院名）	派遣医師数	医師の延べ派遣日数	受診可能診療科目
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	

	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合　計	－	－	－	人日	－

（記載上の注意事項）

○　派遣日は「平成○年○月○日」、派遣期間は「平成○年○月○日～平成○年○月○日」と記載すること。

○　受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

〔へき地に対する巡回診療の延べ診療日数〕

地区名 （診療場所）	診療日数 （うち、純増日数）	診療医師数	延べ診療日数 （うち、純増日数）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）

	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合　計	－	－	－	人日	－

（記載上の注意事項）

○　派遣日は「平成○年○月○日」、派遣期間は「平成○年○月○日～平成○年○月○日」と記載すること。

○　受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

〔へき地に対する巡回診療の延べ診療日数〕

地区名 （診療場所）	診療日数 （うち、純増日数）	診療医師数	延べ診療日数 （うち、純増日数）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）

	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
合　　計	日間 （純増　　日間）		※　　人日 （純増　　人日）

※　「延べ診療日数」の（純増　　人日）の合計欄は、106 人日以上であること。

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。

○　地区名欄に地区名及び診療場所（○○公民館等）を（　　）書で記載すること。

○　当該へき地医療拠点病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。

○　（純増　　日間）には、直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の診療日数のうち、当該医療法人から医師の派遣を受けて行われた、へき地に対する巡回診療の診療日数を記載すること。

添付資料

○　巡回診療明細表

○　へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）

	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
	日間 （純増　　日間）	人	人日 （純増　　人日）
合　　計	日間 （純増　　日間）		※　　人日 （純増　　人日）

※　「延べ診療日数」の（純増　　人日）の合計欄は、106 人日以上であること。

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。

○　地区名欄に地区名及び診療場所（○○公民館等）を（　　）書で記載すること。

○　当該へき地医療拠点病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。

○　（純増　　日間）には、直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の診療日数のうち、当該医療法人から医師の派遣を受けて行われた、へき地診療所に対する医師の派遣日数を記載すること。

添付資料

○　巡回診療明細表

○　へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）

巡回診療明細表（へき地医療拠点病院→巡回診療）

診療日 又は 診療期間	診療日数 （うち、純増日数）	巡回先 （診療場所）	診療医師数	延べ診療日数	受診可能診療科目	受診延患者数
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人

巡回診療明細表（へき地医療拠点病院→巡回診療）

診療日 又は 診療期間	診療日数 （うち、純増日数）	巡回先 （診療場所）	診療医師数	延べ診療日数	受診可能診療科目	受診延患者数
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人

	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
合 計	－	－	－	人日	－	－

（記載上の注意事項）

○　診療日は「平成○年○月○日」、診療期間は「平成○年○月○日～平成○年○月○日」と記載すること。

○　受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
	日間 （純増　日間）		人	人日		人
合 計	－	－	－	人日	－	－

（記載上の注意事項）

○　診療日は「平成○年○月○日」、診療期間は「平成○年○月○日～平成○年○月○日」と記載すること。

○　受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類５（小児救急医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：　　印

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔６歳未満の時間外等加算割合〕

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	A　　件	件
内 時間外加算の算定件数	件	①　　件	件
内 休日加算の算定件数	件	②　　件	件
内 深夜加算の算定件数	件	③　　件	件

添付書類５（小児救急医療）

医療法第４２条の２第１項第５号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：　　印

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

病　院　名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔６歳未満の時間外等加算割合〕

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	A　　件	件
内 時間外加算の算定件数	件	④　　件	件
内 休日加算の算定件数	件	⑤　　件	件
内 深夜加算の算定件数	件	⑥　　件	件

内　時間外加算の特例の算定件数	件	④　　件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	B　　件	件
時間外等加算割合 {(①+②+③+④+B)／A+B}		%	－

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した３会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成１８年厚生労働省告示第９２号）別表第一区分番号Ａ000に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

○　時間外等加算件数明細表

○　「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類（救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。）

時間外等加算件数明細表

（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内　時間外加算の算定件数	件	件	件
内　休日加算の算定	件	件	件

内　時間外加算の特例の算定件数	件	④　　件	件
時間外等加算割合 {(①+②+③+④)／A}		%	－

（記載上の注意事項）

○　直近に終了した３会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成１８年厚生労働省告示第９２号）別表第一区分番号Ａ000に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

○　時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内　時間外加算の算定件数	件	件	件
内　休日加算の算定	件	件	件

件数			
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

件数			
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内　時間外加算の算定件数	件	件	件
内　休日加算の算定件数	件	件	件
内　深夜加算の算定件数	件	件	件
内　時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内　時間外加算の算定件数	件	件	件
内　休日加算の算定件数	件	件	件
内　深夜加算の算定件数	件	件	件
内　時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（合　　計）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内　時間外加算の算定件数	件	件	件
内　休日加算の算定件数	件	件	件
内　深夜加算の算定件数	件	件	件

（合　　計）

区　　分	６歳以上の件数	６歳未満の件数	合　　計
初診料の算定件数	件	件	件
内　時間外加算の算定件数	件	件	件
内　休日加算の算定件数	件	件	件
内　深夜加算の算定件数	件	件	件

内　時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

内　時間外加算の特例の算定件数	件	件	件

（記載上の注意事項）

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類６

公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第１号から第３号まで及び第６号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり相違ありません。

１　運営組織（法第４２条の２第１項第１号から第３号まで、規則第３０条の３５の３第１項第１号イ及びハ）

	総　数	最も人数の多い親族等のグループの人数	親族等の割合	最も人数の多い他の同一団体のグループの人数	他の同一団体の割合
理事	人	人	%	人	%
監事	人			人	%
社員	人	人	%		
評議員	人	人	%		

添付書類６

公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第１号から第３号まで及び第６号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり相違ありません。

１　運営組織（法第４２条の２第１項第１号から第３号まで、規則第３０条の３５の２第１項第１号イ及びニ）

	総　数	最も人数の多い親族等のグループの人数	親族等の割合	最も人数の多い他の同一団体のグループの人数	他の同一団体の割合
理事	人	人	%	人	%
監事	人			人	%
社員	人	人	%		
評議員	人	人	%		

２　役員等の選任方法（規則第３０条の３５の３第１項第１号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の□にチェックすること。）

□　すべての評議員を理事会において推薦

３　報酬等の支給基準（規則第３０条の３５の３第１項第１号二）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

□　理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理　事	
監　事	
評議員	

２　役員等の選任方法（規則第３０条の３５の２第１項第１号ロ及びハ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

（１）共通事項

□　理事、監事及び評議員の選任方法について、定款又は寄附行為に定めがある

（２）社団医療法人

□　すべての理事及び監事を社員総会で選任

（３）財団医療法人

□　すべての理事及び監事を評議員会で選任

□　すべての評議員を理事会において推薦

３　報酬等の支給基準（規則第３０条の３５の２第１項第１号ホ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

□　理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理　事	
監　事	
評議員	

添付資料

○　理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4　経理内容（規則第３０条の３５の３第１項第１号ホ及びヘ）

区　　分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用		有　・　無
金銭の貸付け		有　・　無
資産の譲渡		有　・　無
給与の支給		有　・　無
役員等の選任		有　・　無
その他財産の運用及び事業の運営		有　・　無

5　遊休財産（規則第３０条の３５の３第１項第１号ト及び第２項）

区　　分	金　　額
A　資産の総額	円
B　純資産の額	円

添付資料

○　理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4　経理内容（規則第３０条の３５の２第１項第１号ヘ及びト）

区　　分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用		有　・　無
金銭の貸付け		有　・　無
資産の譲渡		有　・　無
給与の支給		有　・　無
役員等の選任		有　・　無
その他財産の運用及び事業の運営		有　・　無

5　遊休財産（規則第３０条の３５の２第１項第１号チ及び第２項）

区　　分	金　　額
A　資産の総額	円
B　純資産の額	円

C　純資産の額の資産の総額に対する割合（B／A×１００）	％
D　控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	円
イ　本来業務の用に供する財産	円
ロ　附帯業務の用に供する財産	円
ハ　収益業務の用に供する財産	円
ニ　イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ホ　減価償却引当特定預金	円
ヘ　特定事業準備資金	円
E　遊休財産額（（A－D）×C）	円
F　事業費用の額	円

添付資料

○　直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

C　純資産の額の資産の総額に対する割合（B／A×１００）	％
D　控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	円
イ　本来業務の用に供する財産	円
ロ　附帯業務の用に供する財産	円
ハ　収益業務の用に供する財産	円
ニ　イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ホ　減価償却引当特定預金	円
ヘ　特定事業準備資金	円
E　遊休財産額（（A－D）×C）	円
F　事業費用の額	円

添付資料

○　直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

６　保有財産（規則第３０条の３５の３第１項第１号チ）

区　　分	具　体　的　な　内　容	他の団体の意思決定への関与の有無
株　　式		有　・　無
出　　資		有　・　無
社団法人の社員権		有　・　無
組合契約		有　・　無
信　　託		有　・　無
外国の法令に基づく財産		有　・　無

７　法令違反（規則第３０条の３５の３第１項第１号リ）

区　　分	具　体　的　な　内　容	事実の有無
法令違反		有　・　無

６　保有財産（規則第３０条の３５の２第１項第１号リ）

区　　分	具　体　的　な　内　容	他の団体の意思決定への関与の有無
株　　式		有　・　無
出　　資		有　・　無
社団法人の社員権		有　・　無
組合契約		有　・　無
信　　託		有　・　無
外国の法令に基づく財産		有　・　無

７　法令違反（規則第３０条の３５の２第１項第１号ヌ）

区　　分	具　体　的　な　内　容	事実の有無
法令違反		有　・　無

勧告に反する開設、増床、種別変更		有　・　無
帳簿書類の隠ぺい、仮装		有　・　無
その他公益に反する事実		有　・　無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

１～４　（略）

５　「５　遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表３）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

①～③　（略）

④　「イ　本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤～⑩　（略）

６～７　（略）

勧告に反する開設、増床、種別変更		有　・　無
帳簿書類の隠ぺい、仮装		有　・　無
その他公益に反する事実		有　・　無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

１～４　（略）

５　「５　遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表３）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

①～③　（略）

④　「イ　本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤～⑩　（略）

６～７　（略）

（書類付表３） **保有する資産の明細表** １～８　（略） 「保有する資産の明細表」（書類付表３）の記載要領 １　「１　総括表」、「２　業務の用に供する財産の明細」、「３　保有財産の明細」、「４　減価償却引当特定預金の明細」、「５　特定事業準備資金の明細」 ①　総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「２　業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。 「２　業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名）を記載すること。 イ　当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額 ロ～ハ　（略） ②～④　（略） ２　「６　土地の明細」 ①～③　（略） ④　「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、○○病院、○○診療所、介護老人保健施設○○、○○介護医療院、医師住宅等）を記載すること。 ３～４　（略）	（書類付表３） **保有する資産の明細表** １～８　（略） 「保有する資産の明細表」（書類付表３）の記載要領 １　「１　総括表」、「２　業務の用に供する財産の明細」、「３　保有財産の明細」、「４　減価償却引当特定預金の明細」、「５　特定事業準備資金の明細」 ①　総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「２　業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。 「２　業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名）を記載すること。 イ　当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額 ロ～ハ　（略） ②～④　（略） ２　「６　土地の明細」 ①～③　（略） ④　「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、○○病院、○○診療所、介護老人保健施設○○、医師住宅等）を記載すること。 ３～４　（略）

添付書類７

公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第６号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名：　　印

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

１　経費の額等の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	業務に係る費用の額（A）	全費用の額（B）	割　合 A／B
	円	円	%
			%
			%
合　　計	①	②	%

（記載上の注意事項）

(1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

(2) 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

(3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益

添付書類７

公的な運営に関する要件（医療法第４２条の２第１項第６号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名：　　印

住　　所：

以下のとおり相違ありません。

及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2　収入金額（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区　分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				

1　収入金額（規則第３０条の３５の２第１項第２号イ）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	区　分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他				
	計				

	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	その他				
	計				
合　計	社会保険診療			③	⑩
	労災保険診療			④	⑪
	健康診査			⑤	⑫
	予防接種			⑥	⑬
	助産			⑦	⑭
	介護事業			⑧	⑮
	その他			⑨	
	計				100.0%

（記載上の注意事項）

(1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

(2) 合計③～⑨の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3　労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

□　同一の基準による

合　計	社会保険診療			①	⑥
	労災保険診療			②	⑦
	健康診査			③	⑧
	助産			④	⑨
	その他			⑤	
	計				100.0%

（記載上の注意事項）

(1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。

(2) 合計①、②、③、④、⑤の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

2　労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第３０条の３５の２第１項第２号イ）

労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

□　同一の基準による

□　同一の基準によらない

4　健康診査に係る収入の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	⑯　円

（記載上の注意事項）

○　⑤が⑯と一致すること。

5　予防接種に係る収入の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻しん	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
	円	ロタウイルス感染症	円

□　同一の基準によらない

3　健康診査に係る収入の明細（規則第３０条の３５の２第１項第２号イ）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	⑩　円

（記載上の注意事項）

○　③が⑩と一致すること。

計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計	⑰　　円

（記載上の注意事項）

○　⑥が⑰と一致すること。

6　助産に係る収入の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑱　　件	⑲　　円
分娩件数（⑪）×５０万円		⑳　　円

（記載上の注意事項）

○　⑦が⑲又は⑳の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○　診療報酬規程

7　介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ロ）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービ	円	介護予防サービ	円

4　助産に係る収入の明細（規則第３０条の３５の２第１項第２号イ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑪　　件	⑫　　円
分娩件数（⑪）×５０万円		⑬　　円

（記載上の注意事項）

○　④が⑫又は⑬の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○　診療報酬規程

ス事業		ス事業	
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	㉑　　円

（記載上の注意事項）

○　⑧が㉑と一致すること。

８　自費患者に対し請求する金額（規則第３０条の３５の３第１項第２号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

□　同一の基準による

□　同一の基準によらない

５　自費患者に対し請求する金額（規則第３０条の３５の２第１項第２号ロ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

□　同一の基準による

□　同一の基準によらない

9　経費の額等の明細（規則第３０条の３５の３第１項第２号ニ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により収入する金額（A）	患者のために直接必要な経費の額			割　合 A／B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合　計（B）	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合　　計	㉒			㉓	%

（記載上の注意事項）

(1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

(2) 医療診療により収入する金額合計㉒が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。

(3) 患者のために直接必要な経費の額合計㉓が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

6　経費の額等の明細（規則第３０条の３５の２第１項第２号ハ）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	医療診療により収入する金額（A）	患者のために直接必要な経費の額			割　合 A／B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合　計（B）	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合　　計	⑭			⑮	%

（記載上の注意事項）

(1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。

(2) 医療診療により収入する金額合計⑭が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。

(3) 患者のために直接必要な経費の額合計⑮が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

別添８ 医療法施行規則　別記様式第１の３（第 30 条の 36 の 3 関係） 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画 （以下省略）	別添８ 医療法施行規則　様式第１の３（第 30 条の 36 の 3 関係） 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画 （以下省略）

別添１０ 医療法施行規則　別記様式第１の４（第 30 条の 36 の 9 関係） 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の実施状況報告書 （以下省略）	別添１０ 医療法施行規則　様式第１の４（第 30 条の 36 の 9 関係） 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の実施状況報告書 （以下省略）

○「特定医療法人制度の改正について」（平成１５年１０月９日医政発第１００９００８号）（抄）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
第１　改正の要点等 今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。 １　改正後の要件 改正後の要件は次のとおりとされたこと。なお、改正後の法令等の規定については、別添１を参照されたいこと。 （１）～（４）　（略） （５）経理に関する基準 財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。また、その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。 （６）法令違反 その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと（改正前：医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。）。 また、（１）の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第３９条の２５第１項第１号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成１５年厚生労働省告示第１４７号）として、次のとおり定められた。 （ｉ）その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ　社会保険診療（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）	第１　改正の要点等 今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。 １　改正後の要件 改正後の要件は次のとおりとされたこと。なお、改正後の法令等の規定については、別添１を参照されたいこと。 （１）～（４）　（略） （５）法令違反 その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと（改正前：医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。）。 また、（１）の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第３９条の２５第１項第１号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成１５年厚生労働省告示第１４７号）として、次のとおり定められた。 （ｉ）その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ　社会保険診療（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）

第２６条第２項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね１００分の１０以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第６条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第４条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第２条第６項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第３０条の３５の３第１項第２号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成２９年厚生労働省告示第３１４号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（１の分娩に係る助産に係る収入金額が５０万円を超えるときは、５０万円を限度とする。）並びに介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第２６条第２項第４号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。）の合計額が、全収入金額の１００分の８０を超えること。

なお、健康増進法第６条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第４条に規定する健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

a　（略）

b　船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１１１条第１項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査

c　国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第８２条第１項の規定により保険者が行う健康診査

d　国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）第９８条第１項の規定により国家公務員共済組合又は国家公

第２６条第２項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね１００分の１０以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第６条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第４条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の１００分の８０を超えること。

なお、健康増進法第６条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第４条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

a　（略）

b　船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第５７条の２第１項の規定により政府が行う健康診査

c　国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第８２条の規定により保険者が行う健康診査

d　国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）第９８条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共

務員共済組合連合会が行う健康診査

e　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第１１２条第１項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査

f　私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）第２６条第１項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

g　学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第５条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第１１条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

h　（略）

i　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第６６条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第６６条の２の規定により労働者が自ら受ける健康診断

j　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第２０条又は第２６条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第１２５条第１項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

ロ～ニ　（略）

（ⅱ）その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ　（略）

ロ　各医療施設（病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院のことをいう。）ごとに、特別の療養環境に係る病床数（介護老人保健施設又は介護医療院にあっては、特別な療養室に係る定員数）がその医療施設の有する病床数（介護老人保健施設又は介護医療院にあっては、定員数）の３０％以下（改正前：２０％以下）であること。

なお、平均料金の上限（５，０００円）は廃止された。

２　手続等

済組合連合会が行う健康診査

e　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第１１２条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査

f　私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）第２６条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

g　学校保健法（昭和３３年法律第５６号）第２条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第４条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

h　（略）

i　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第６６条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第６６条の２の規定により労働者が自ら受ける健康診断

j　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第２０条又は第２６条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第１２５条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

ロ～ニ　（略）

（ⅱ）その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ　（略）

ロ　各医療施設（病院、診療所及び介護老人保健施設のことをいう。）ごとに、特別の療養環境に係る病床数（介護老人保健施設にあっては、特別な療養室に係る定員数）がその医療施設の有する病床数（介護老人保健施設にあっては、定員数）の３０％以下（改正前：２０％以下）であること。

なお、平均料金の上限（５，０００円）は廃止された。

２　手続等

（１）権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。（別添２参照）

①　申請者の名称、納税地及び法人番号

②～④　（略）

⑤　その他参考になるべき事項

また、申請書には、次の書類を添付しなければならないこととされた。

イ～ロ　（略）

ハ　前記１（２）（３）（５）（６）の要件を満たす旨を説明する書類

なお、医療法人が、承認の取消しを受けた場合にはその取消しの日、承認に係る税率の適用の取りやめの届出書を提出した場合にはその届出書を提出した日のそれぞれの日の翌日から３年を経過した日以後でなければ、申請書を提出することができないこととされた。

国税庁が定める申請の様式、手続等については、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）を参照するとともに、各国税局・税務署に問い合わせられたいこと。

（２）　（略）

（３）　（略）

（４）承認の取消し等

国税庁長官は、特定医療法人の承認を受けた法人について、前記１の承認を受けるための要件を満たさないこととなったと認められる場合には、その満たさないこととなったと認められる時までさかのぼってその承認を取り消すこととされた。なお、その満たさないこととなったと認められる時以後に終了したその医療法人の各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

（１）権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。（別添２参照）

①　申請者の名称及び納税地

②～④　（略）

⑤　その他参考になるべき事項

また、申請書には、次の書類を添付しなければならないこととされた。

イ～ロ　（略）

ハ　前記１（２）（３）（５）の要件を満たす旨を説明する書類

なお、医療法人が、承認の取消しを受けた場合にはその取消しの日、承認に係る税率の適用の取りやめの届出書を提出した場合にはその届出書を提出した日のそれぞれの日の翌日から３年を経過した日以後でなければ、申請書を提出することができないこととされた。

国税庁が定める申請の様式、手続等については、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）を参照するとともに、各国税局・税務署に問い合わせられたいこと。

（２）　（略）

（３）　（略）

（４）承認の取消し等

国税庁長官は、特定医療法人の承認を受けた法人について、前記１の承認を受けるための要件を満たさないこととなったと認められる場合には、その満たさないこととなったと認められる時までさかのぼってその承認を取り消すこととされた。なお、その満たさないこととなったと認められる時以後に終了したその医療法人の各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

また、特定医療法人の承認を受けた法人は、その承認に係る税率の適用をやめようとする場合には、次の事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。なお、その届出書の提出があったときは、その提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、本制度は適用されない。 ①　届出をする医療法人の名称、納税地及び法人番号 ②～⑤　（略） （５）～（８）　（略） 第２　その他の留意事項 （１）～（２）　（略） （３）税務上の取扱 特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達等を参照されたいこと。 ①～②　（略） ③　法人税関係の申請、届出等の様式の制定について（平成１３年７月５日課法３－５７ほか１１課共同） ④　（略） 第３　（略） （別添１）特定医療法人の関係法令 ○租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）（抄）　（略） ○租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）（抄） （法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等） 第３９条の２５　法第６７条の２第１項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。	また、特定医療法人の承認を受けた法人は、その承認に係る税率の適用をやめようとする場合には、次の事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。なお、その届出書の提出があったときは、その提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、本制度は適用されない。 ①　届出をする医療法人の名称及び納税地 ②～⑤　（略） （５）～（８）　（略） 第２　その他の留意事項 （１）～（２）　（略） （３）税務上の取扱 特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達等を参照されたいこと。 ①～②　（略） ③　特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について（平成１５年４月４日課法１０－１５） ④　（略） 第３　（略） （別添１）特定医療法人の関係法令 ○租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）（抄）　（略） ○租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）（抄） （法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等） 第３９条の２５　法第６７条の２第１項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　（略） 二　その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この項において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（次号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも３分の１以下であること。 三～四　（略） 五　その経理に関し次に掲げる基準に適合していること。 イ　財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。 ロ　その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。 六　当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。 ２　法第６７条の２第１項の承認を受けようとする医療法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。 ３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～二　（略） 三　第１項第２号、第３号、第５号及び第６号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類 ４～６　（略） ○租税特別措置法施行規則（昭和３２年大蔵省令第１５号）（抄）（略） ○租税特別措置法施行令第３９条の２５第１項第１号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成１５年厚生労働省告示第１４７号）	一～四　（略） 二　その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この項において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（以下次号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも３分の１以下であること。 三～四　（略） 五　当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。 ２　法第６７条の２第１項の承認を受けようとする医療法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。 ３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～二　（略） 三　第１項第２号、第３号及び第５号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類 ４～６　（略） ○租税特別措置法施行規則（昭和３２年大蔵省令第１５号）（抄）（略） ○租税特別措置法施行令第３９条の２５第１項第１号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成１５年厚生労働省告示第１４７号）

租税特別措置法施行令第３９条の２５第１項第１号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一　その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ　社会保険診療（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第２６条第２項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね１００分の１０以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第６条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第４条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下イにおいて同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第２条第６項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第３０条の３５の３第１項第２号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成２９年厚生労働省告示第３１４号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（１の分娩に係る助産に係る収入金額が５０万円を超えるときは、５０万円を限度とする。）並びに介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第２６条第２項第４号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。）の合計額が、全収入金額の１００分の８０を超えること。 ロ～ニ　（略） 二　（略）	租税特別措置法施行令第３９条の２５第１項第１号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一　その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ　社会保険診療（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第２６条第２項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね１００分の１０以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第６条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第４条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の１００分の８０を超えること。 ロ～ニ　（略） 二　（略）

○「医療法人の附帯業務について」（平成１９年３月３０日医政発第０３３００５３号）（抄）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（別表） 医療法人の附帯業務について 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第４２条各号） なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。 第１号～第５号　（略） 第６号　保健衛生に関する業務 ・　保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のⅠ、Ⅱに記載される業務であること。 Ⅰ．直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑧　（略） ⑨　助産所（医療法第２条に規定するもの。） ⑩～⑪　（略） ⑫　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号。）第５条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。ただし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。 ※１　高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成２３年法律第３２号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）第４条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものにつ	（別表） 医療法人の附帯業務について 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第４２条各号） なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。 第１号～第５号　（略） 第６号　保健衛生に関する業務 ・　保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のⅠ、Ⅱに記載される業務であること。 Ⅰ．直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑧　（略） ⑨　助産所（改正法第２条に規定するもの。） ⑩～⑪　（略） ⑫　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成２３年法律第３２号。）第５条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。ただし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。 ※１　高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成２３年法律第７４号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）第４条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものにつ

いては、改正法の施行後も、その要件を継続して満たし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限り、当面の間、医療法人が設置することができるものとすること。 (1)　居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス (2)　居住者の安否を定期的に確認するサービス (3)　居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス ※２～※３　（略） ⑬～⑲　（略） ⑳　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業、同条第１１項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第１２項に規定する事業所内保育事業及び第５９条の２第１項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が６人以上のものに限る。）において第６条の３第１２項に規定する業務を目的とする事業のうち、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第５９条の２に規定する仕事・子育て両立支援事業による助成を受けているもの（以下「企業主導型保育事業」という。）。 ※　事業所内保育事業及び企業主導型保育事業に限っては委託する場合も認めること。 Ⅱ．（略） 第７号～第８号　（略） 留意事項　（略）	いては、改正法の施行後も、その要件を継続して満たし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限り、当面の間、医療法人が設置することができるものとすること。 (1)　居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス (2)　居住者の安否を定期的に確認するサービス (3)　居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス ※２～※３　（略） ⑬～⑲　（略） ⑳　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業、同条第１１項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第１２項に規定する事業所内保育事業 ※　事業所内保育事業に限っては委託する場合も認めること。 Ⅱ．（略） 第７号～第８号　（略） 留意事項　（略）

○「医療法人の附帯業務について」（平成１９年３月３０日医政発第０３３００５３号）（抄）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後

（別添）

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

・「医療法人」欄の説明・・・「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象
・「区分」欄の説明・・・・・「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各　法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等		医療法人	区　分	備　　考
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設					
		更生施設					
		生計困難者を無料又は定額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。
		生計困難者に対する助葬			●	告示	
	児童福祉法	乳児院			●	告示	
		母子生活支援施設			●	告示	
		児童養護施設			●	告示	
		障害児入所施設			●	告示	※1. 児童福祉法上の指定を受けること。 ※2. 定款等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
		児童心理治療施設			●	告示	
		児童自立支援施設			●	告示	
	老人福祉法	養護老人ホーム					
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			
		軽費老人ホーム（注）			○	告示	（注）ケアハウスのみ可
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設			●	告示	
	売春防止法	婦人保護施設			●	告示	
		授産施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。
		生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業			●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業

改正前

（別添）

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

・「医療法人」欄の説明・・・「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象
・「区分」欄の説明・・・・・「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各　法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等		医療法人	区　分	備　　考
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設					
		更生施設					
		生計困難者を無料又は定額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。
		生計困難者に対する助葬			●	告示	
	児童福祉法	乳児院			●	告示	
		母子生活支援施設			●	告示	
		児童養護施設			●	告示	
		障害児入所施設			●	告示	※1. 児童福祉法上の指定を受けること。 ※2. 定款等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
		情緒障害児短期治療施設			●	告示	
		児童自立支援施設			●	告示	
	老人福祉法	養護老人ホーム					
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			
		軽費老人ホーム（注）			○	告示	（注）ケアハウスのみ可
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設			●	告示	
	売春防止法	婦人保護施設			●	告示	
		授産施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。
		生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業			●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業

改正後

第二種社会福祉事業		生計困難者に対する金銭等供与			○	告示	
		生計困難者に対する生活相談			○	告示	
	生活困窮者自立支援法	認定生活困窮者就労訓練事業			○	告示	
	児童福祉法	障害児通所支援事業			○	告示	
		障害児相談支援事業			○	告示	
		児童自立生活援助事業			○	告示	
		放課後児童健全育成事業			○	告示	
		子育て短期支援事業			○	告示	
		乳児家庭全戸訪問事業			○	告示	
		養育支援訪問事業			○	告示	
		地域子育て支援拠点事業			○	告示	
		一時預かり事業			○	告示	
		小規模住居型児童養育事業			○	告示	
		小規模保育事業			○	告示	
		病児保育事業			○	告示	
		子育て援助活動支援事業			○	告示	
		助産施設			○	告示	
		保育所			○	告示	
		児童厚生施設			○	告示	
		児童家庭支援センター			○	告示	
		児童の福祉増進相談事業			○	告示	
	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	養子縁組あつせん事業			○	告示	

改正前

第二種社会福祉事業		生計困難者に対する金銭等供与			○	告示	
		生計困難者に対する生活相談			○	告示	
	生活困窮者自立支援法	認定生活困窮者就労訓練事業			○	告示	
	児童福祉法	障害児通所支援事業			○	告示	
		障害児相談支援事業			○	告示	
		児童自立生活援助事業			○	告示	
		放課後児童健全育成事業			○	告示	
		子育て短期支援事業			○	告示	
		乳児家庭全戸訪問事業			○	告示	
		養育支援訪問事業			○	告示	
		地域子育て支援拠点事業			○	告示	
		一時預かり事業			○	告示	
		小規模住居型児童養育事業			○	告示	
		小規模保育事業			○	告示	
		病児保育事業			○	告示	
		子育て援助活動支援事業			○	告示	
		助産施設			○	告示	
		保育所			○	告示	
		児童厚生施設			○	告示	
		児童家庭支援センター			○	告示	
		児童の福祉増進相談事業			○	告示	

改正後

第二種社会福祉事業	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園を経営する事業			○	告示	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭日常生活支援事業			○	告示	
		父子家庭日常生活支援事業			○	告示	
		寡婦日常生活支援事業			○	告示	母子及び父子並びに寡婦福祉法の母子家庭日常生活支援事業又は父子家庭生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。
		母子・父子福祉施設			○	告示	
	老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、介護予防・日常生活支援総合事業に係る委託、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 ※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。） ※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
			地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
				夜間対応型訪問介護			
			介護予防サービス事業	介護予防訪問介護			
			介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業（老人福祉法施行規則第1条の2に規定するものに限る。）			
		老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示	
			地域密着型サービス事業	地域密着型通所介護			
				認知症対応型通所介護			
			介護予防サービス事業	介護予防通所介護			
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護			
			介護予防・日常生活支援総合事業	第一号通所事業（老人福祉法施行規則第1条の3の2に規定するものに限る。）			
		老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示	
			介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護			
		小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護			
		認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護			
		複合型サービス福祉事業	地域密着型サービス事業	複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）	○	告示	
		老人デイサービスセンター			○	告示	
		老人短期入所施設			○	告示	
		老人福祉センター			○	告示	
		老人介護支援センター			○	告示	

改正前

第二種社会福祉事業	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園を経営する事業			○	告示	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭日常生活支援事業			○	告示	
		父子家庭日常生活支援事業			○	告示	
		寡婦日常生活支援事業			○	告示	母子及び父子並びに寡婦福祉法の母子家庭日常生活支援事業又は父子家庭生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。
		母子・父子福祉施設			○	告示	
	老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、介護予防・日常生活支援総合事業に係る委託、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 ※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。） ※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
			地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
				夜間対応型訪問介護			
			介護予防サービス事業	介護予防訪問介護			
			介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業（老人福祉法施行規則第1条の2に規定するものに限る。）			
		老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示	
			地域密着型サービス事業	地域密着型通所介護			
				認知症対応型通所介護			
			介護予防サービス事業	介護予防通所介護			
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護			
			介護予防・日常生活支援総合事業	第一号通所事業（老人福祉法施行規則第1条の3の2に規定するものに限る。）			
		老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示	
			介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護			
		小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護			
		認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○	告示	
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護			
		複合型サービス福祉事業	地域密着型サービス事業	複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）	○	告示	
		老人デイサービスセンター			○	告示	
		老人短期入所施設			○	告示	
		老人福祉センター			○	告示	
		老人介護支援センター			○	告示	

改正後

第二種社会福祉事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業			○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
		一般相談支援事業			○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
		特定相談支援事業			○	告示	
		移動支援事業			○	告示	
		地域活動支援センター			○	告示	
		福祉ホーム			○	告示	
	身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業			○	告示	
		手話通訳事業			○	告示	
		介助犬訓練事業			○	告示	
		聴導犬訓練事業			○	告示	
		身体障害者福祉センター			○	告示	
		補装具製作施設			○	告示	
		盲導犬訓練施設			○	告示	
		視聴覚障害者情報提供施設			○	告示	
		身体障害者の更生相談事業			○	告示	
	知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業			○	告示	
		生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付			○	告示	
		生計困難者のための無料・低額宿泊所等			○	告示	
		生計困難者のための無料・低額診療			○	本来	
		生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設又は介護医療院			○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設又は介護医療院
		隣保事業			○	告示	
		福祉サービス利用援助事業			○	告示	
		前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成			○	告示	

改正前

第二種社会福祉事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業			○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
		一般相談支援事業			○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
		特定相談支援事業			○	告示	
		移動支援事業			○	告示	
		地域活動支援センター			○	告示	
		福祉ホーム			○	告示	
	身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業			○	告示	
		手話通訳事業			○	告示	
		介助犬訓練事業			○	告示	
		聴導犬訓練事業			○	告示	
		身体障害者福祉センター			○	告示	
		補装具製作施設			○	告示	
		盲導犬訓練施設			○	告示	
		視聴覚障害者情報提供施設			○	告示	
		身体障害者の更生相談事業			○	告示	
	知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業			○	告示	
		生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付			○	告示	
		生計困難者のための無料・低額宿泊所等			○	告示	
		生計困難者のための無料・低額診療			○	本来	
		生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設			○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設
		隣保事業			○	告示	
		福祉サービス利用援助事業			○	告示	
		前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成			○	告示	

改正後

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法		区 分	備 考
社会福祉事業以外			居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健	
				訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）		
				訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来	
				訪問リハビリテーション（出張所等を除く。）		
				訪問リハビリテーション（出張所等に限る。）	保健	
				居宅療養管理指導（訪問看護ステーションに限る。）	保健	
				居宅療養管理指導（訪問看護ステーションを除く。）	本来	
				通所リハビリテーション		
				短期入所療養介護		
				特定施設入居者生活介護（注）	保健	（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
				福祉用具貸与	保健	
				特定福祉用具販売	保健	
			居宅介護支援事業		保健	
			介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護	保健	
				介護予防訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）		
				介護予防訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来	
				介護予防訪問リハビリテーション（出張所等を除く。）		
				介護予防訪問リハビリテーション（出張所等に限る。）	保健	
				介護予防居宅療養管理指導（訪問看護ステーションに限る。）	保健	
				介護予防居宅療養管理指導（訪問看護ステーションを除く。）	本来	
				介護予防通所リハビリテーション		
				介護予防短期入所療養介護		
				介護予防特定施設入居者生活介護（注）	保健	（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
				介護予防福祉用具貸与	保健	
				特定介護予防福祉用具販売		

改正前

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法		区 分	備 考
社会福祉事業以外			居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健	
				訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）		
				訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来	
				訪問リハビリテーション		
				居宅療養管理指導（訪問看護ステーションに限る。）	保健	
				居宅療養管理指導（訪問看護ステーションを除く。）	本来	
				通所リハビリテーション		
				短期入所療養介護		
				特定施設入居者生活介護（注）	保健	（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
				福祉用具貸与	保健	
				特定福祉用具販売	保健	
			居宅介護支援事業		保健	
			介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護	保健	
				介護予防訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）		
				介護予防訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来	
				介護予防訪問リハビリテーション		
				介護予防居宅療養管理指導（訪問看護ステーションに限る。）	保健	
				介護予防居宅療養管理指導（訪問看護ステーションを除く。）	本来	
				介護予防通所リハビリテーション		
				介護予防短期入所療養介護		
				介護予防特定施設入居者生活介護（注）	保健	（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
				介護予防福祉用具貸与	保健	
				特定介護予防福祉用具販売		

改正後

社会福祉事業以外			介護予防支援事業			保健	
			地域密着型サービス事業	地域密着型特定施設入居者生活介護（注）		保健	（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
				地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
			地域支援事業（注）	介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業	保健	※8，市町村から指定又は委託を受けて行う場合のみ可（事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例等及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。） また、指定又は委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること（例：〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業（介護保険法にいう包括的支援事業）） ※9，定款等の変更手続は、原則として市町村の指定又は委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定又は委託の手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が遅れることはやむを得ないこと。
					第一号通所事業		
					第一号生活支援事業		
					第一号介護予防支援事業		
					一般介護予防事業		
				包括的支援事業	総合相談支援事業		
					権利擁護事業		
					包括的・継続的ケアマネジメント事業		
					在宅医療介護連携推進事業		
					生活支援等体制整備等事業		
					認知症総合支援事業		
				任意事業			
			保健福祉事業（注）			保健	※8、※9　と同じ扱い
			施設サービス	介護保健施設サービス		本来	
				介護療養施設サービス			
			指定市町村事務受託法人の受託事務			保健	※10，委託を受ける都道府県又は市町村名及び具体的な事務名称を定款等に記載する必要があること（例：〇〇県（市）の委託を受けて行う〇〇事務） ※11，定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。なお、介護保険法で別に規定する指定居宅介護支援事業者等が市町村の委託を受けて行う、要介護及び要支援認定の更新並びに、要介護及び要支援状態区分の変更の認定に係る調査は、その指定居宅介護支援事業者等の業務に付随するものとする。
			指定都道府県事務受託法人の受託事務				

改正前

社会福祉事業以外			介護予防支援事業			保健	
			地域密着型サービス事業	地域密着型特定施設入居者生活介護（注）		保健	（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
				地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
			地域支援事業（注）	介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業	保健	※8，市町村から指定又は委託を受けて行う場合のみ可（事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例等及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。） また、指定又は委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること（例：〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業（介護保険法にいう包括的支援事業）） ※9，定款等の変更手続は、原則として市町村の指定又は委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定又は委託の手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が遅れることはやむを得ないこと。
					第一号通所事業		
					第一号生活支援事業		
					第一号介護予防支援事業		
					一般介護予防事業		
				包括的支援事業	総合相談支援事業		
					権利擁護事業		
					包括的・継続的ケアマネジメント事業		
					在宅医療介護連携推進事業		
					生活支援等体制整備等事業		
					認知症総合支援事業		
				任意事業			
			保健福祉事業（注）			保健	※8、※9　と同じ扱い
			施設サービス	介護保健施設サービス		本来	
				介護療養施設サービス			
			指定市町村事務受託法人の受託事務			保健	※10，委託を受ける都道府県又は市町村名及び具体的な事務名称を定款等に記載する必要があること（例：〇〇県（市）の委託を受けて行う〇〇事務） ※11，定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。なお、介護保険法で別に規定する指定居宅介護支援事業者等が市町村の委託を受けて行う、要介護及び要支援認定の更新並びに、要介護及び要支援状態区分の変更の認定に係る調査は、その指定居宅介護支援事業者等の業務に付随するものとする。
			指定都道府県事務受託法人の受託事務				

〇特定医療法人の定款例（「特定医療法人制度の改正について」（平成 15 年医政発第 1009008 号）別添３）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　正　後		改　正　前	
特定医療法人の定款例	備　考	特定医療法人の定款例	備　考
医療法人〇〇会定款 第１章　名称及び事務所 第１条　（略）	（略）	医療法人〇〇会定款 第１章　名称及び事務所 第１条　（略）	（略）
第２条　本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。	第２条　本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	
第２章　目的及び事業 第３条　本社団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	（略）	第２章　目的及び事業 第３条　本社団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	（略）
第４条　本社団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (4) 〇〇介護医療院　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） ２　本社団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設又は介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）		第４条　本社団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） ２　本社団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	

(2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院　○○県○○郡（市）○○町（村）		(3) ○○園　　○○県○○郡（市）○○町（村）	
第５条　本社団は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	（略）	第５条　本社団は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	（略）
第３章　資産及び会計 第６条　本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 本社団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） (2) 本社団に寄附された財産 (3) 本社団の事業に伴う収入 (4) その他の収入 ２　本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。		第３章　資産及び会計 第６条　本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 本社団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） (2) 本社団に寄附された財産 (3) 本社団の事業に伴う収入 (4) その他の収入	
第７条～第 11 条　（略）	（略）	第７条～第 11 条　（略）	（略）
第 12 条　本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。	・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第 53 条参照）	第 12 条　本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。	
第 13 条　本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。 ２　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 ３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない。	・２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所	第 13 条　本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。 ２　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 ３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない。	

	在地の都道府県知事に届け出るものとする。		
第 14 条　（略）		第 14 条　（略）	
第４章　社員		第４章　社員	
第 15 条　（略）		第 15 条　（略）	
第 16 条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 ２　本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。		第 16 条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。	
第 17 条　（略）		第 17 条　（略）	
第 18 条　やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。	・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。	第 18 条　やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。	
第 19 条　（略）		第 19 条　（略）	
第５章　社員総会　（略）	（略）	第５章　社員総会　（略）	（略）
第６章　役員		第６章　役員	
第 29 条　本社団に、次の役員を置く。 (1) 理事　６名以上〇名以内 うち理事長　１名 常務理事　〇名 (2) 監事　２名 ２　理事及び監事は、社員総会の決議によって本社団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。 ３　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。		第 29 条　本社団に、次の役員を置く。 (1) 理事　６名以上〇名以内 うち理事長　１名 常務理事　〇名 (2) 監事　２名 ２　理事及び監事は、社員総会の決議によって本社団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。	
第 30 条　理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。		第 30 条　理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。	

２　本社団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の５第６項参照）	２　本社団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の５第６項参照）
３～４　（略）		３～４　（略）	
第 31 条　１～４　（略） ５　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。	（略）	第 31 条　１～４　（略） ５　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。	（略）
第 32 条～第 33 条　（略）		第 32 条～第 33 条　（略）	
第 34 条　役員の報酬等は、社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。	・役員の報酬は、3,600 万円以下であること。 ・役員の報酬等について定款にその額を定めることも可能（詳細については、「医療法人の機関について」（平成 28 年医政発 0325 第３号）第１の５の⑸及び第１の７の⑷参照）であるが、実際に支給する役員報酬等の金額がその役員の職務の内容に照らし高額と認められる場合には特別の利益を与えていることになるので留意すること。	第 34 条　役員の報酬等は、 （例１）社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。 （例２）理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。 （例３）理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。	・役員の報酬は、3,600 万円以下であること。 ・役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員

			総会の決議によって定める必要がある。 ・定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が２人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。
第 35 条～第 36 条　（略）	（略）	第 35 条～第 36 条　（略）	（略）
第７章　理事会 第 37 条～第 38 条　（略）		第７章　理事会 第 37 条～第 38 条　（略）	
第 39 条　１～２　（略） ３　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 ４　理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 ５　（略）	・１週間を下回る期間を定めることもできる。	第 39 条　１～２　（略） ３　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならに。 ４　理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 ５　（略）	・１週間を下回る機関を定めることもできる。
第 40 条～第 43 条　（略）	（略）	第 40 条～第 43 条　（略）	（略）
第８章　評議員 第 44 条　（略）		第８章　評議員 第 44 条　（略）	
第 45 条　評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療		第 45 条　評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療	

従事者 (2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本社団の評議員として特に必要と認められる者 ２～３　（略） 第 46 条～第 47 条　（略） 第９章～第１０章　（略） 第１１章　定款の変更 第 58 条　この定款は、第 22 条、第 41 条第２項及び第 50 条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。 第１２章　解散及び合併 第 59 条　本社団は、第３条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第 22 条、第 41 条第２項及び第 50 条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。 第 60 条　本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。 ２　清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。 ３　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し	（略）	従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 ２～３　（略） 第 46 条～第 47 条　（略） 第９章～第１０章　（略） 第１１章　定款の変更 第 58 条　この定款は、第 22 条、第 41 条第３項及び第 50 条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。 第１２章　解散及び合併 第 59 条　本社団は、第３条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第 22 条、第 41 条第３項及び第 50 条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。 第 60 条　本社団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。	（略）

第 61 条　本社団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。 第 62 条　（略） 第１３章　雑則 第 63 条　本社団の公告は、 （例１）官報に掲載する方法 （例２）〇〇新聞に掲載する方法 （例３）電子公告（ホームページ） によって行う。 （例３の場合） ２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は〇〇新聞）に掲載する方法によって行う。 第 64 条　（略） 附則　（略）	・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。 ・「同種の医療法人」は財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。 （略）	第 61 条　本社団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。 第 62 条　（略） 第１３章　雑則 第 63 条　本社団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。 第 64 条　（略） 附則　（略）	・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。 （略）

〇特定医療法人の寄附行為例（「特定医療法人制度の改正について」（平成 15 年医政発第 1009008 号）別添３）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　正　後		改　正　前	
特定医療法人の寄附行為例	備　考	特定医療法人の寄附行為例	備　考
医療法人〇〇会寄附行為 第１章　名称及び事務所 第１条　（略） 第２条　本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。	医療法人〇〇会寄附行為 第１章　名称及び事務所 第１条　（略） 第２条　本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	
第２章　目的及び事業 第３条　本財団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第４条、第５条及び第 30 条において同じ。）	第２章　目的及び事業 第３条　本財団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第４条、第５条及び第 29 条において同じ。）
第４条　本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (4) 〇〇介護医療院　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） ２　本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）		第４条　本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） ２　本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	

(3) ○○園　　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院　○○県○○郡(市)○○町(村) 第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営 第３章　資産及び会計 第６条　本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 本財団の設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの) (2) 本財団に寄附された財産 (3) 本財団の事業に伴う収入 (4) その他の収入 ２　本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 第７条～第９条　（略） 第 10 条　資産のうち現金は、医業経営のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第 11 条　（略） 第 12 条　本財団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。 第 13 条　（略） 第 14 条　決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。 第 15 条　（略）	（略） ・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第 53 条参照）	(3) ○○園　　○○県○○郡（市）○○町（村） 第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営 第３章　資産及び会計 第６条　本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 本財団の設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの) (2) 本財団に寄附された財産 (3) 本財団の事業に伴う収入 (4) その他の収入 第７条～第９条　（略） 第 10 条　資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第 11 条　（略） 第 12 条　本財団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。 第 13 条　（略） 第 14 条　決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。 第 15 条　（略）	（略）

第 16 条　評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 ２～３　（略）		第 16 条　評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 ２～３　（略）	
第 17 条　（略）		第 17 条　（略）	
第 18 条　本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 ２　本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする 。	・本条を規定するか否かは任意。		
第 19 条　（略）		第 18 条　（略）	
第５章　評議員会		第５章　評議員会	
第 20 条　（略）	（略）	第 19 条　（略）	（略）
第 21 条　（略）		第 20 条　（略）	
第 22 条　（略）	（略）	第 21 条　（略）	（略）
第 23 条　（略）		第 22 条　（略）	
第 24 条　（略）		第 23 条　（略）	
第 25 条　（略）		第 24 条　（略）	
第 26 条　（略）		第 25 条　（略）	
第 27 条　（略）		第 26 条　（略）	
第 28 条　（略）		第 27 条　（略）	
第６章　役員		第６章　役員	

第29条　本財団に、次の役員を置く。 (1) 理事　６名以上〇名以内 うち理事長　　１名 常務理事　〇名 (2) 監事　　２名 ２　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。 ３　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。		第28条　本財団に、次の役員を置く。 (1) 理事　６名以上〇名以内 うち理事長　　１名 常務理事　〇名 (2) 監事　　２名 ２　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。	
第30条　理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。 ２　本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の５第６項参照）	第29条　理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。 ２　本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の５第６項参照）
３～４　（略）		３～４　（略）	
第31条　１～３　（略） ４　監事は、次の職務を行う。 (1)～(3)　（略） (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、評議員又は理事会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。	（略）	第30条　１～３　（略） ４　監事は、次の職務を行う。 (1)～(3)　（略） (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、評議員又は理事会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、評議員会を招集すること。	（略）

と。 (6)　（略） ５　監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。 第32条　１～２　（略） ３　役員は、第29条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 第33条　役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ、決議することができない。 (1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。		(6)　（略） ５　監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。 第31条　１～２　（略） ３　役員は、第28条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 第32条　役員は、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ、決議することができない。	
第34条　役員の報酬等は、評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。	・役員の報酬は、3,600万円以下であること。 ・役員の報酬等について寄附行為にその額を定めることも可能（詳細については、「医療法人の機関について」（平成28年医政発0325第3号）第１の５の(5)及び第１の７の(4)参照）であるが、実際に支給する役員報酬等の金額がその役員の職務の内容に照らし高額と認められる場合には特別の利益を与えていることになるので留意すること。	第33条　役員の報酬等は （例１）評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。 （例２）理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。 （例３）理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。	・役員の報酬は、3,600 万円以下であること。 ・役員の報酬等について、寄附行為

			にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。 ・寄附行為又は評議員会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が２人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、評議員会で決議することは必ずしも必要ではない。
第 35 条　（略） 第 36 条　（略）	（略）	第 34 条　（略） 第 35 条　（略）	（略）
第７章　理事会 第 37 条　（略） 第 38 条　（略） 第 39 条　１～２　（略） ３　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 ４　理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 ５　（略）	・１週間を下回る期間を定めることもできる。	第７章　理事会 第 36 条　（略） 第 37 条　（略） 第 38 条　１～２　（略） ３　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならに。 ４　理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 ５　（略）	
第 40 条　（略）		第 39 条　（略）	
第 41 条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、第 22 条の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の３分の２	（略）	第 40 条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、第 21 条の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の３分の２	（略）

以上の同意を得なければならない。 ３　（略）		以上の同意を得なければならない。 ３　（略）	
第42条　（略）	（略）	第41条　（略）	（略）
第43条　（略）		第42条　（略）	
第８章　証明書等の提出 第44条　（略）	（略）	第７章　証明書等の提出 第43条　（略）	（略）
第９章　寄附行為の変更 第45条　この寄附行為は、第22条及び第41条第２項の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。		第８章　寄附行為の変更 第44条　この寄附行為は、第21条及び第40条第３項の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。	
第１０章　解散及び合併 第46条　本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第22条及び第41条第２項の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。	・本条には、医療法第５５条第３項第１号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第２号に掲げる事由については、とくに本条に掲げる必要はない。	第９章　解散及び合併 第45条　本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第21条及び第40条第３項の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。	・本条には、医療法第５５条第１項第１号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第２号に掲げる事由については、とくに本条に掲げる必要はない。
第47条　本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。 ２　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し		第46条　本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。	
第48条　本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。	・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。 ・「同種の医療法人」は財団たる医療	第47条　本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。	・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。

第49条　（略） 第１１章　雑則 第50条　（略） 第51条　（略） 附則　（略）	法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。 （略）	第48条　（略） 第１０章　雑則 第49条　（略） 第50条　（略） 附則　（略）	（略）

別添６

○出資額限度法人の定款例（「いわゆる「出資額限度法人」について」（平成 16 年医政発第 0831001 号）別添２）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th colspan="2">改　正　後</th><th colspan="2">改　正　前</th></tr>
<tr><td colspan="2">別添２</td><td colspan="2">別添２</td></tr>
<tr><td>出資額限度法人モデル定款</td><td>備　考</td><td>出資額限度法人モデル定款</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td>医療法人〇〇会定款

第１章　名称及び事務所
第１条～第２条　（略）

第２章　目的及び事業
第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</td><td>（略）

・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条、第５条、第 28 条第３項及び第 29 条第５項において同じ。）
・介護老人保健施設又は介護医療院のみを開設する医療法人については、</td><td>医療法人〇〇会定款

第１章　名称及び事務所
第１条～第２条　（略）

第２章　目的及び事業
第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</td><td>（略）

・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条、第５条、第 28 条第３項及び第 29 条第５項において同じ。）
・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社団は、介</td></tr>
</table>

第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村） (4)○○介護医療院　○○県○○郡（市）○○町（村）	「本社団は、介護老人保健施設（又は介護医療院）を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。	第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	護老人保健施設を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。
２　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村） (4)○○介護医療院　○○県○○郡（市）○○町（村）	・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 28 条第３項及び第 29 条第５項において	２　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 28 条第３項及び第 29 条第５項において同じ。）

	同じ。）		
第５条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営	・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。	第５条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営	・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第３章　資産及び会計		第３章　資産及び会計	
第６条～第11条　（略）	（略）	第６条～第11条　（略）	（略）
第12条　１～２　（略）		第12条　１～２　（略）	
３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。	３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
第13条　（略）	（略）	第13条　（略）	（略）
第４章～第５章　（略）		第４章～第５章　（略）	
第６章　役員		第６章　役員	

第 27 条　（略） 第 28 条　１～２　（略） ３　本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 ４～５　（略） 第 29 条　１～４　（略） ５　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者そ	（略） ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の５第６項参照） （略）	第 27 条　（略） 第 28 条　１～２　（略） ３　本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 ４～５　（略） 第 29 条　１～４　（略） ５　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を	（略） ・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の５第６項参照） （略）

の他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第 30 条～第 34 条　（略）		含む。）を兼ねてはならない。 第 30 条～第 34 条　（略）	
第７章～第８章　（略）	（略）	第７章～第８章　（略）	（略）
第９章　解散、合併	（略）	第９章　解散、合併及び分割	（略）
第 43 条～第 46 条　（略）		第 43 条～第 46 条　（略） 第 47 条　本社団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、分割することができる。	
第１０章　雑則 第 47 条　（略） 第 48 条　（略）		第１０章　雑則 第 48 条　（略） 第 49 条　（略）	
附　則　（略）	（略）	附　則　（略）	（略）

別添７

〇社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成 19 年医政発第 0330049 号）別添１）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　正　後		改　正　前	
別添１		別添１	
社団医療法人の定款例	備　考	社団医療法人の定款例	備　考
医療法人〇〇会定款		医療法人〇〇会定款	
第１章　名称及び事務所		第１章　名称及び事務所	
第１条～第２条　（略）	（略）	第１条～第２条　（略）	（略）
第２章　目的及び事業		第２章　目的及び事業	
第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条、第５条、第 28 条第３項及び第 29 条第５項において同じ。） ・介護老人保健施設又は介護医療院のみを開設する医療法人については、「本社団は、介護老人保健施設（又は介護医療院）を経営し、要介護者	第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条、第５条、第 27 条第３項及び第 28 条第５項において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社団は、介護老人保健施設を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普

	に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。		及することを目的とする。」とする。
第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院　○○県○○郡（市）○○町（村）		第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	
２　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院　○○県○○郡（市）○○町（村）	・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 28 条第３項及び第 29 条第５項において同じ。）	２　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 27 条第３項及び第 28 条第５項において同じ。）
第５条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務	・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下	第５条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。	・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下

を行う。 〇〇看護師養成所の経営	「法」という。）第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第３章　資産及び会計	
第６条～第 11 条　（略）	（略）
第 12 条　１～２　（略）	
３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
第 13 条　（略）	（略）
第４章～第５章　（略）	（略）
第６章　役員	
第 26 条　（略）	
第 27 条　１～２　（略）	
３　本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含	

〇〇看護師養成所の経営	「法」という。）第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第３章　資産及び会計	
第６条～第 11 条　（略）	（略）
第 12 条　１～２　（略）	
３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
第 13 条　（略）	（略）
第４章～第５章　（略）	（略）
第６章　役員	
第 26 条　（略）	
第 27 条　１～２　（略）	
３　本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含	

む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の５第６項参照）	む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の５第６項参照）
４～５　（略）	（略）	４～５　（略）	（略）
第 28 条　１～４　（略）	（略）	第 28 条　１～４　（略）	（略）
５　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。		５　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。	
第 29 条～第 33 条　（略）	（略）	第 29 条～第 33 条　（略）	（略）

第７章～第１０章　（略）	（略）	第７章～第１０章　（略）	（略）
附　則　（略）	（略）	附　則　（略）	（略）

〇財団医療法人の寄附行為例（「医療法人制度について」（平成 19 年医政発第 0330049 号）別添２）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

別添２

財団医療法人の寄附行為例	備　　考
医療法人〇〇会寄附行為	
第１章　名称及び事務所	
第１条～第２条　（略）	（略）
第２章　目的及び事業	
第３条　本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条、第５条、第 27 条第３項及び第 28 条第５項において同じ。） ・介護老人保健施設又は介護医療院のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設（又は介護医療院）を経営し、要介護者に対する看護、医学的管

別添２

財団医療法人の寄附行為例	備　　考
医療法人〇〇会寄附行為	
第１章　名称及び事務所	
第１条～第２条　（略）	（略）
第２章　目的及び事業	
第３条　本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条、第５条、第 26 条第３項及び第 27 条第５項において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とす

	理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。		る。」とする。
第４条　本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院　○○県○○郡（市）○○町（村）		第４条　本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	
２　本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院　○○県○○郡（市）○○町（村）	・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 27 条第３項及び第 28 条第５項において同じ。）	２　本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 26 条第３項及び第 27 条第５項において同じ。）
第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。	・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条	第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条

〇〇看護師養成所の経営	各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。		各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第３章　資産及び会計		第３章　資産及び会計	
第６条～第 11 条　（略）		第６条～第 11 条　（略）	
第 12 条１～２　（略）		第 12 条　１～２　（略）	
３　本財団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。	３　本財団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
第 13 条　（略）	（略）	第 13 条　（略）	（略）
第４章　評議員		第４章　評議員	
第 14 条　（略）	（略）	第 14 条　（略）	（略）
第 15 条　評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院		第 15 条　評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関し	

の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 ２　評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。 第 16 条　本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 ２　本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	・本条を規定するか否かは任意。	て識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 ２　評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。	
第５章　評議員会		第５章　評議員会	
第 17 条　（略）	（略）	第 16 条　（略）	（略）
第 18 条　（略）		第 17 条　（略）	
第 19 条　（略）	（略）	第 18 条　（略）	（略）
第 20 条　（略）		第 19 条　（略）	
第 21 条　（略）		第 20 条　（略）	
第 22 条　（略）		第 21 条　（略）	
第 23 条　（略）		第 22 条　（略）	
第 24 条　（略）		第 23 条　（略）	
第 25 条　（略）		第 24 条　（略）	

第６章　役員		第６章　役員	
第 26 条　（略）	（略）	第 25 条　（略）	（略）
第 27 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。		第 26 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。	
２　（略）		２　（略）	
３　本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の５第６項参照）	３　本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の５第６項参照）
４～５　（略）	（略）	４～５　（略）	（略）

第28条１～４　（略）	（略）	第27条１～４　（略）	（略）
５　監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。		５　監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。	
第29条１～２　（略）		第28条１～２　（略）	
３　役員は、第26条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。		３　役員は、第25条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。	
第30条　（略）	（略）	第29条　（略）	（略）
第31条　（略）	（略）	第30条　（略）	（略）
第32条　（略）		第31条　（略）	
第33条　（略）	（略）	第32条　（略）	（略）
第７章　理事会		第７章　理事会	
第34条　（略）		第33条　（略）	
第35条　（略）		第34条　（略）	
第36条　（略）	（略）	第35条　（略）	（略）
第37条　（略）	（略）	第36条　（略）	（略）
第38条　（略）	（略）	第37条　（略）	（略）
第39条　（略）		第38条　（略）	
第40条　（略）		第39条　（略）	
第８章　寄附行為の変更		第８章　寄附行為の変更	

第41条　（略）		第40条　（略）	
第９章　解散、合併及び分割		第９章　解散、合併及び分割	
第42条　（略）		第41条　（略）	
第43条　（略）		第42条　（略）	
第44条　（略）		第43条　（略）	
第45条　（略）		第44条　（略）	
第46条　（略）		第45条　（略）	
第１０章　雑則		第１０章　雑則	
第47条　（略）		第46条　（略）	
第48条　（略）	（略）	第47条　（略）	（略）
附　則　（略）		附　則　（略）	

別添９

○社会医療法人の定款例（「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号）別添３）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後		改　　正　　前	
社会医療法人の定款例	備　考	社会医療法人の定款例	備　考
社会医療法人○○会定款	（略）	社会医療法人○○会定款	（略）
第１章　名称及び事務所 第１条～第２条　（略）	（略）	第１章　名称及び事務所 第１条～第２条　（略）	（略）
第２章　目的及び事業 第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条第１項及び第２項、第５条並びに第 29 条第４項において同じ。）	第２章　目的及び事業 第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条第１項及び第２項、第５条並びに第 29 条第４項において同じ。）
第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院　○○県○○郡（市）○○町（村）		第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	
２　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院　○○県○○郡（市）○○町（村）	・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 29 条第４項及び第 30 条第５項において同じ。）	２　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 29 条第４項及び第 30 条第５項において同じ。）
３　（略）	（略）	３　（略）	（略）

第５条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営	（略）	第５条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営	（略）
第６条　（略）	（略）	第６条　（略）	（略）
第３章　資産及び会計		第３章　資産及び会計	
第７条～第８条　（略）	（略）	第７条～第８条　（略）	（略）
第９条　本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。		第９条　本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。	
２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定） (3) 介護老人保健施設の新規開設（平成〇〇年実施予定） (4) 介護医療院の新規開設（平成〇〇年実施予定） (5) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）	（略）	２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定） (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）	（略）
３　（略）		３　（略）	
第 10 条～第 12 条　（略）	（略）	第 10 条～第 12 条　（略）	（略）
第 13 条１～２　（略） ３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	（略） ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るも	第 13 条１～２　（略） ３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	（略） ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

	のとする。		
第 14 条　（略）		第 14 条　（略）	
第４章～第５章　（略）	（略）	第４章～第５章　（略）	（略）
第６章　役員		第６章　役員	
第 28 条　（略）	（略）	第 28 条　（略）	（略）
第 29 条１～３　（略）	（略）	第 29 条１～３　（略）	（略）
４　本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の５第６項参照）	４　本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の５第６項参照）
５～６　（略）	（略）	５～６　（略）	（略）
第 30 条１～４　（略）	（略）	第 30 条１～４　（略）	（略）
５　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。		５　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。	
第 31 条～第 36 条　（略）	（略）	第 31 条～第 36 条　（略）	（略）
第７章～第１０章　（略）	（略）	第７章～第１０章　（略）	（略）

別添１０

○社会医療法人の寄附行為例（「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号）別添４）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後		改　　正　　前	
社会医療法人の寄附行為例	備　考	社会医療法人の寄附行為例	備　考
社会医療法人○○会寄附行為		社会医療法人○○会寄附行為	
第１章　名称及び事務所		第１章　名称及び事務所	
第１条～第２条　（略）	（略）	第１条～第２条　（略）	（略）
第２章　目的及び事業		第２章　目的及び事業	
第３条　本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条第１項及び第２項、第５条並びに第 28 条第４項において同じ。）	第３条　本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条第１項及び第２項、第５条並びに第 27 条第４項において同じ。）
第４条　本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院　○○県○○郡（市）○○町（村）		第４条　本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	
２　本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村） (4) ○○介護医療院　○○県○○郡（市）○○町（村）	・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 28 条第４項及び第 29 条第５項において同じ。）	２　本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 27 条第４項及び第 28 条第５項において同じ。）
３　（略）	（略）	３　（略）	（略）

第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営	（略）	第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営	（略）
第６条　（略）	（略）	第６条　（略）	（略）
第３章　資産及び会計		第３章　資産及び会計	
第７条～第８条　（略）	（略）	第７条～第８条　（略）	（略）
第９条　本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。		第９条　本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。	
２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定） (3) 介護老人保健施設の新規開設（平成〇〇年実施予定） (4) 介護医療院の新規開設（平成〇〇年実施予定） (5) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）	（略）	２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定） (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）	（略）
３　（略）		３　（略）	
第 10 条～第 12 条　（略）	（略）	第 10 条～第 12 条　（略）	（略）
第 13 条１～２　（略） ３　本財団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	（略） ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るも	第 13 条１～２　（略） ３　本財団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	（略） ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

	のとする。		
第 14 条　（略）		第 14 条　（略）	
第４章　評議員		第４章　評議員	
第 15 条　（略）	（略）	第 15 条　（略）	（略）
第 16 条　評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者		第 16 条　評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者	
２～３　（略）	（略）	２～３　（略）	（略）
第 17 条　本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 ２　本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	・本項を規定するか否かは任意。		
第５章　評議員会		第５章　評議員会	
第 18 条　（略） 第 19 条　（略） 第 20 条　（略） 第 21 条　（略） 第 22 条　（略） 第 23 条　（略） 第 24 条　（略）	（略）	第 17 条　（略） 第 18 条　（略） 第 19 条　（略） 第 20 条　（略） 第 21 条　（略） 第 22 条　（略） 第 23 条　（略）	（略）

第25条　（略） 第26条　（略） 第６章　役員 第27条　（略） 第28条１～３　（略） ４　本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 ５～６　（略） 第29条　理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 ２　理事長は、医療法人の業務を執行し、 （例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例２）毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 ３　（略） ４　監事は、次の職務を行う。 (1)～(2)　（略） (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に評議員会及び理事会に提出すること。 (4)～(6)　（略） ５　監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団	（略） （略） ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の５第６項参照） （略） ・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。	第24条　（略） 第25条　（略） 第６章　役員 第26条　（略） 第27条１～３　（略） ４　本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 ５～６　（略） 第28条　理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 ２　理事長は、医療法人の業務を執行し、 （例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例２）毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 ３　（略） ４　監事は、次の職務を行う。 (1)～(2)　（略） (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に評議員会及び理事会理事に提出すること。 (4)～(6)　（略） ５　監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団	（略） （略） ・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の５第６項参照） （略）

の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。		の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。	
第30条１～２　（略） ３　役員は、第27条に定める員数が欠けた場合には、役員の任期又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。		第29条１～２　（略） ３　役員は、第26条に定める員数が欠けた場合には、役員の任期又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。	
第31条　（略） 第32条　（略） 第33条　（略） 第34条　（略） 第35条　（略）	（略）	第30条　（略） 第31条　（略） 第32条　（略） 第33条　（略） 第34条　（略）	（略）
第７章　理事会		第７章　理事会	
第36条　（略） 第37条　（略） 第38条　（略） 第39条　（略） 第40条　（略）	（略）	第35条　（略） 第36条　（略） 第37条　（略） 第38条　（略） 第39条　（略）	（略）
第41条　理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ２　前項の規定にかかわらず、第20条第１号から第８号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の３分の２以上の多数による議決を必要とする。	（略）	第40条　理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ２　前項の規定にかかわらず、第19条第１号から第８号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の３分の２以上の多数による議決を必要とする。	（略）
３　（略）	（略）	３　（略）	（略）
第42条　（略） 第43条　（略）	（略）	第41条　（略） 第42条　（略）	（略）
第８章　寄附行為の変更		第８章　寄附行為の変更	
第44条　（略）		第43条　（略）	

第９章　解散及び合併 第45条　（略） 第46条　（略） 第47条　（略） 第48条　（略） 第１０章　雑則 第49条　（略） 第50条　（略）		第９章　解散及び合併 第44条　（略） 第45条　（略） 第46条　（略） 第47条　（略） 第１０章　雑則 第48条　（略） 第49条　（略）	

別添１１

○「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和６１年健政発第４１０号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
第一　医療法人制度に関する事項 １～５　（略） ６　病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）の管理者の理事就任 (1) ～(3)　（略） ７～８　（略） ９　医療法人の事務所への立入検査及び医療法人に対する改善命令 (1)　法第 63 条又は法第 64 条に規定する「運営が著しく適正を欠く」場合とは、附帯業務に多額の投資を行うことによって法人の経営状態が悪化する等法人の附帯業務の継続が法人本来の業務である病院等の経営に支障があると認められる場合や法人の資金を役員個人又は関連企業に不当に流用し、病院等の経営の悪化を招いていると認められる場合等をいうものであること。 (2)　（略） (3)　また、法第 64 条の規定に基づく「必要な措置」の例として、不動産の買占め、不動産賃貸業等附帯業務の範囲を超える事業を行っている場合のその事業の中止、附帯業務の継続が、法人本来の業務である病院等の運営に支障があると認められる場合のその附帯業務の中止、縮小等が考えられること。 10　（略） 第二　（略） 別添１～４　略	第一　医療法人制度に関する事項 １～５　（略） ６　病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の管理者の理事就任 (1) ～(3)　（略） ７～８　（略） ９　医療法人の事務所への立入検査及び医療法人に対する改善命令 (1)　法第 63 条又は法第 64 条に規定する「運営が著しく適正を欠く」場合とは、附帯業務に多額の投資を行うことによって法人の経営状態が悪化する等法人の附帯業務の継続が法人本来の業務である病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に支障があると認められる場合や法人の資金を役員個人又は関連企業に不当に流用し、病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の悪化を招いていると認められる場合等をいうものであること。 (2)　（略） (3)　また、法第 64 条の規定に基づく「必要な措置」の例として、不動産の買占め、不動産賃貸業等附帯業務の範囲を超える事業を行っている場合のその事業の中止、附帯業務の継続が、法人本来の業務である病院、診療所又は介護老人保健施設の運営に支障があると認められる場合のその附帯業務の中止、縮小等が考えられること。 10　（略） 第二　（略） 別添１～４　略

別添１２

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成２年健政発第１１０号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
医療法人の運営管理の指導については、かねてから格段の御配意を煩わしているところであるが、医療法人制度の普及及び変遷とともに、その果たすべき役割も一層大きなものとなっている。 いうまでもなく、医療法人は非営利性を明確に示した組織であり、あくまで健全な医療事業の経営と適切な法人運営を維持することによって、適正な医療の供給体制を構築することが要請される。このことは、何よりも自らの不断の努力によるべきものではあるが、同時に十分な指導監督も肝要である。 今般、都道府県において医療法人の指導を行うに当たって支障を生じないようにするため、従来の医療法人に関する指導、通達等を編集、整理し、「医療法人運営管理指導要綱」を別添のとおり制定することとしたので、医療法人の指導監督に当たっては十分留意するとともに適正な法人運営の確保について特段の配意を願いたい。 なお、この指導要綱は、病院、介護老人保健施設又は介護医療院等を開設する医療法人について適用するものであり、いわゆる一人医師医療法人（医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団の医療法人）については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院等を開設する医療法人の運営とは異なることから、また、施行後まだ短時日でもあることから当該要綱は対象としないので留意されたい。	医療法人の運営管理の指導については、かねてから格段の御配意を煩わしているところであるが、医療法人制度の普及及び変遷とともに、その果たすべき役割も一層大きなものとなっている。 いうまでもなく、医療法人は非営利性を明確に示した組織であり、あくまで健全な医療事業の経営と適切な法人運営を維持することによって、適正な医療の供給体制を構築することが要請される。このことは、何よりも自らの不断の努力によるべきものではあるが、同時に十分な指導監督も肝要である。 今般、都道府県において医療法人の指導を行うに当たって支障を生じないようにするため、従来の医療法人に関する指導、通達等を編集、整理し、「医療法人運営管理指導要綱」を別添のとおり制定することとしたので、医療法人の指導監督に当たっては十分留意するとともに適正な法人運営の確保について特段の配意を願いたい。 なお、この指導要綱は、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人について適用するものであり、いわゆる一人医師医療法人（医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団の医療法人）については、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営とは異なることから、また、施行後まだ短時日でもあることから当該要綱は対象としないので留意されたい。

別　添

医療法人運営管理指導要綱

項　　目	運営管理指導要綱	備　　考
Ⅰ　組織運営 １　（略）	１～２　（略）	（略）
２　役員 （1）～（５） （略）	（略）	（略）
（6）監事	１～３　（略） ４　法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 　また、病院、介護老人保健施設又は介護医療院等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 ５～６　（略）	（略） （略） （略）
３　評議員 （財団たる医療法人）	１～２　（略） ３　次に掲げる者から選任されていること。 ①　医師、歯科医師、薬剤師、	（略） （略）

別　添

医療法人運営管理指導要綱

項　　目	運営管理指導要綱	備　　考
Ⅰ　組織運営 １（略）	１～２　（略）	（略）
２　役員 （1）～（５） （略）	（略）	（略）
（6）監事	１～３　（略） ４　法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 　また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 ５～６　（略）	（略） （略） ・ （略）
３　評議員 （財団たる医療法人）	１～２　（略） ３　次に掲げる者から選任されていること。 ①　医師、歯科医師、薬剤師、	（略） （略）

	看護師その他の医療従事者 ②　病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関し識見を有する者 ③～④　（略） ４～７　（略）	（略）		看護師その他の医療従事者 ②　病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関し識見を有する者 ③～④　（略） ４～７　（略）	（略）
４～５ （略）	（略）	（略）	４～５ （略）	（略）	（略）
Ⅱ　業務 １　（略）	１～４　（略）	（略）	Ⅱ　業務 １　（略）	１～４　（略）	（略）
２　附帯業務	１　附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。	・医療法第 42 条各号 ・その開設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330053 号医政局長通知に掲げる業務（これに類するものを含む）の全部又は一部を行うことができる。	２　附帯業務	１　附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。	・医療法第 42 条各号 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330053 号医政局長通知に掲げる業務（これに類するものを含む）の全部又は一部を行うことができる。
Ⅲ　管理	（略）	（略）	Ⅲ　管理	（略）	（略）

１～２ （略）			１～２ （略）		
３　会計管理 （1）～（５） （略）	（略）	（略）	３　会計管理 (1)～(5) （略）	（略）	（略）
（6）その他	１　病院、介護老人保健施設、介護医療院等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。 ２　（略）		（6）その他	１　病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。 ２　（略）	
４～５ （略）	（略）	（略）	４～５ （略）	（略）	（略）
Ⅳ　（略）	（略）	（略）	Ⅳ　（略）	（略）	（略）

別添１３

○「医療法人制度について」（平成１９年医政発第０３３００４９号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
第１　改正の内容 １　医療法人の業務の拡大について (1) 医療法（昭和２３年法律第２０５号。以下「法」という。）第４２条の規定は、医療法人が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）を管理する場合、当該業務が医療法人の本来業務として行われるものであることを明確にしたものであること。 (2) ～ (3)　（略） ２～５　（略） ６　医療法人の資産要件の見直しについて (1) 規則第３０条の３４の規定は、医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、病院等を開設する医療法人は、開設する病院等に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないものとしたこと。 (2) ～ (4)　（略） ７～８　（略） 第２～第４　（略）	第１　改正の内容 １　医療法人の業務の拡大について (1) 医療法（昭和２３年法律第２０５号。以下「法」という。）第４２条の規定は、医療法人が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「病院等」という。）を管理する場合、当該業務が医療法人の本来業務として行われるものであることを明確にしたものであること。 (2) ～ (3)　（略） ２～５　（略） ６　医療法人の資産要件の見直しについて (1) 規則第３０条の３４の規定は、医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、開設する病院、診療所又は介護老人保健施設に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないものとしたこと。 (2) ～ (4)　（略） ７～８　（略） 第２～第４　（略）

別添１４

○「医療法人の基金について」（平成１９年医政発第０３３００５１号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
第１　（略） 第２　基金の手続 １～２　（略） ３　基金の申込み (1)　（略） (2) (1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込みをしようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とすること。 ①　（略） ②　法第４４条第２項第１号、第４号、第８号及び第１２号に掲げる事項 ③～⑥　（略） (3)～(6)　（略） ４～９　（略） １０　基金の返還（規則第３０条の３８） (1)　（略） (2) 社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができること。 ①　基金（１３の代替基金を含む。）の総額 ②　資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことによ	第１　（略） 第２　基金の手続 １～２　（略） ３　基金の申込み (1)　（略） (2) (1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込みをしようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とすること。 ①　（略） ②　法第４４条第２項第１号、第４号、第８号及び第１１号に掲げる事項 ③～⑥　（略） (3)～(6)　（略） ４～９　（略） １０　基金の返還（規則第３０条の３８） (1)　（略） (2) 社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができること。 ①　基金（１３の代替基金を含む。）の総額 ②　資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことによ

り増加した貸借対照表上の純資産額

（3）～（6）（略）

１１～１４　（略）

第３～第４　（略）

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知別添１））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備　　考
第２章　目的及び事業 第３章　基金 第〇条　本社団は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。 第〇条　本社団は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。 第〇条　基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。	（略）

り増加した貸借対照表上の純資産額

③　資本剰余金の価額

（3）～（6）（略）

１１～１４　（略）

第３～第４　（略）

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知別添１））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備　　考
第２章　目的及び事業 第３章　基金 第〇条　本社団は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。 第〇条　本社団は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。 第〇条　基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。	（略）

２　本社団は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。 (1) 基金（代替基金を含む。） (2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額 ３　前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。 ４　前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。 ５　第３項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第２項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。	（略）	２　本社団は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。 (1) 基金（代替基金を含む。） (2) 資本剰余金 (3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額 ３　前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。 ４　前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。 ５　第３項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第２項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。	（略）

６　第２項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。 第〇条　基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。 第〇条　基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。 ２　前項の代替基金は、取り崩すことができない。 附　則　（略）		６　第２項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。 第〇条　基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。 第〇条　基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。 ２　前項の代替基金は、取り崩すことができない。 附　則　（略）	

別添１５

○「医療法人会計基準について」（平成２６年医政発０３１９第７号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
医療法人の会計処理については、これまで「病院会計準則の改正について」（平成１６年８月１９日医政発０８１９００１号厚生労働省医政局長通知）、「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」（平成１２年３月３１日老発第３７８号厚生省老人保健福祉局長通知）や企業会計の基準等を参考に計算書類の作成が行われてきたが、このたび、四病院団体協議会において「医療法人会計基準に関する検討報告書」が別添のとおり取りまとめられたところである。 当該報告書に基づく医療法人会計基準は、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第５０条に規定する一般に公正妥当と認められる会計の慣行の一つとして認められることから、御了知の上、特に貴管内の病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人に対して積極的な活用が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。 医療法人会計基準検討報告書のポイント（H26.2.26）　（略） 別添　（略）	医療法人の会計処理については、これまで「病院会計準則の改正について」（平成１６年８月１９日医政発０８１９００１号厚生労働省医政局長通知）、「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」（平成１２年３月３１日老発第３７８号厚生省老人保健福祉局長通知）や企業会計の基準等を参考に計算書類の作成が行われてきたが、このたび、四病院団体協議会において「医療法人会計基準に関する検討報告書」が別添のとおり取りまとめられたところである。 当該報告書に基づく医療法人会計基準は、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第５０条の２に規定する一般に公正妥当と認められる会計の慣行の一つとして認められることから、御了知の上、特に貴管内の病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人に対して積極的な活用が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。 医療法人会計基準検討報告書のポイント（H26.2.26）　（略） 別添　（略）

別添１６

○「医療法人の国際展開に関する業務について」（平成２６年医政発０３１９第５号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
第１　附帯業務として実施すること 本業務を実施するに当たっては、本来業務である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない範囲内で行われること。 第２～第４　（略） 別添１　（略） 別添２　（略）	第１　附帯業務として実施すること 本業務を実施するに当たっては、本来業務である病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない範囲内で行われること。 第２～第４　（略） 別添１　（略） 別添２　（略）

○「農業協同組合又は農業協同組合連合会の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可等について」（平成２８年医政発０３１５第１号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
昨年９月４日に公布された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」（平成 27 年法律第 63 号）により農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号。以下「法」という。）が改正され、農業協同組合又は農業協同組合連合会（ただし、法第 10 条第１項第 11 号又は第 12 号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）のみを行う農業協同組合又は農業協同組合連合会であって、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設するものに限る。以下「組合」という。）は、組織を変更し社団である医療法人になることができること及びその組織変更後の医療法人（以下「組織変更後医療法人」という。）が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の２第１項各号に掲げる要件に該当するものである旨の都道府県知事の認定を受けることができることとされ、平成 28 年４月１日から施行されることとなったところである。 これに伴い、「農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令」（平成 28 年政令第 27 号）、「組合等登記令の一部を改正する政令」（平成 28 年政令第 26 号）及び「農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令」（平成 28 年厚生労働省・農林水産省令第１号。以下「主務省令」という。）が本年１月 29 日付けで公布され、また、「医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者を定める件の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 36 号）が本年２月 22 日付けで告示され、いずれも本年４月１日から施行・適用されることとなったところである。 これらの法令における本組織変更に関する主な内容等については下記のとおりであるので御了知いただくとともに、認可等の審査に当たっては、医療関係部局及び農協監	昨年９月４日に公布された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」（平成 27 年法律第 63 号）により農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号。以下「法」という。）が改正され、農業協同組合又は農業協同組合連合会（ただし、法第 10 条第１項第 11 号又は第 12 号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）のみを行う農業協同組合又は農業協同組合連合会であって、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設するものに限る。以下「組合」という。）は、組織を変更し社団である医療法人になることができること及びその組織変更後の医療法人（以下「組織変更後医療法人」という。）が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の２第１項各号に掲げる要件に該当するものである旨の都道府県知事の認定を受けることができることとされ、平成 28 年４月１日から施行されることとなったところである。 これに伴い、「農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令」（平成 28 年政令第 27 号）、「組合等登記令の一部を改正する政令」（平成 28 年政令第 26 号）及び「農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令」（平成 28 年厚生労働省・農林水産省令第１号。以下「主務省令」という。）が本年１月 29 日付けで公布され、また、「医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者を定める件の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 36 号）が本年２月 22 日付けで告示され、いずれも本年４月１日から施行・適用されることとなったところである。 これらの法令における本組織変更に関する主な内容等については下記のとおりであるので御了知いただくとともに、認可等の審査に当たっては、医療関係部局及び農協監

督部局（注）間で連携して行っていただくようお願いする。 　なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定による技術的助言であることを申し添える。 （注）農協監督部局については、各都道府県が所管する組合については各都道府県農林水産関係部局、各地方農政局が所管する組合については経営・事業支援部経営支援課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部経営課及び農林水産本省が所管する組合については経営局協同組織課であること。 記 第１　組合の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可について（法第 89 条関係） １　（略） ２　組合が当該認可の申請を行うに当たっては、次の書類を都道府県知事に提出すること。 ①～⑨　（略） ⑩　組織変更後医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類 ⑪～⑫　（略） ⑬　組織変更後医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 ⑭　（略） ３～５　（略） 第２　（略）	督部局（注）間で連携して行っていただくようお願いする。 　なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定による技術的助言であることを申し添える。 （注）農協監督部局については、各都道府県が所管する組合については各都道府県農林水産関係部局、各地方農政局が所管する組合については経営・事業支援部経営支援課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部経営課及び農林水産本省が所管する組合については経営局協同組織課であること。 記 第１　組合の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可について（法第 89 条関係） １　（略） ２　組合が当該認可の申請を行うに当たっては、次の書類を都道府県知事に提出すること。 ①～⑨　（略） ⑩　組織変更後医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類 ⑪～⑫　（略） ⑬　組織変更後医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 ⑭　（略） ３～５　（略） 第２　（略）

別添１８

○「医療法人の機関について」（平成２８年医政発０３２５第３号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
第１　医療法人の機関に関する規定等の内容について １～２　（略） ３　評議員及び評議員会に関する事項について（法第 46 条の４から第 46 条の４の７関係） (1) 評議員について ①　評議員となる者は、次に掲げる者とすること。 イ　（略） ロ　病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ハ～ニ　（略） ②～⑤　（略） (2) ～ (6)　（略） ４　役員の選任及び解任に関する事項について（法第 46 条の５から第 46 条の５の４関係） (1) 役員の選任について ①～⑤　（略） ⑥　医療法人は、その開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者を理事に加えなければならないこと。ただし、医療法人が病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を２以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を	第１　医療法人の機関に関する規定等の内容について １～２　（略） ３　評議員及び評議員会に関する事項について（法第 46 条の４から第 46 条の４の７関係） (1) 評議員について ①　評議員となる者は、次に掲げる者とすること。 イ　（略） ロ　病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ハ～ニ　（略） ②～⑤　（略） (2) ～ (6)　（略） ４　役員の選任及び解任に関する事項について（法第 46 条の５から第 46 条の５の４関係） (2) 役員の選任について ①～⑤　（略） ⑥　医療法人は、その開設する全ての病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者を理事に加えなければならないこと。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができるこ

理事に加えないことができること。また、管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとすること。ただし、理事の職への再任を妨げるものではないこと。 ⑦　（略） （2）～（4）　（略） ５～７　（略） ８　役員等の損害賠償責任等に関する事項（法第 47 条から第 49 条の３関係） （1）　（略） （2）医療法人に対する役員等の損害賠償責任の免除について ①～⑥　（略） ⑦　①にかかわらず、医療法人は（1）の①の責任について、評議員又は理事若しくは監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、評議員又は理事若しくは監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、②により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款又は寄附行為で定めることができること。 ⑧～⑪　（略） （3）～（8） ９～１０　（略） 第２～第３　（略） （参考法令）　（略）	と。また、管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとすること。ただし、理事の職への再任を妨げるものではないこと。 ⑦　（略） （2）～（4）　（略） ５～７　（略） ８　役員等の損害賠償責任等に関する事項（法第 47 条から第 49 条の３関係） （1）　（略） （2）医療法人に対する役員等の損害賠償責任について ①～⑥　（略） ⑦　①にかかわらず、医療法人は（1）の①の責任について、評議員又は理事若しくは監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、評議員又は理事若しくは監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、①により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款又は寄附行為で定めることができること。 ⑧～⑪　（略） （3）～（8） ９～１０　（略） 第２～第３　（略） （参考法令）　（略）

別添１９

○「医療法人の合併及び分割について」（平成２８年医政発０３２５第５号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
第１～第２　（略） 第３　合併の手続 吸収合併の手続については、医療法（以下「法」という。）第 57 条から第 58 条の６まで及び第 67 条の規定を、新設合併の手続については、法第 59 条から第 59 条の５まで及び第 67 条の規定を遵守すること。 １　（略） ２　合併の認可の申請（法第 58 条の２、規則第 35 条の２及び第 35 条の５関係） (1)　吸収合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。 ①～⑧　（略） ⑨　吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 (2)　（略） (3)　新設合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。 ①～⑧　（略） ⑨　新設合併設立医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 (4)　（略） ３～６　（略） 第４～第５　（略）	第１～第２　（略） 第３　合併の手続 吸収合併の手続については、医療法（以下「法」という。）第 57 条から第 58 条の６まで及び第 67 条の規定を、新設合併の手続については、法第 59 条から第 59 条の５まで及び第 67 条の規定を遵守すること。 １　（略） ２　合併の認可の申請（法第 58 条の２、規則第 35 条の２及び第 35 条の５関係） (1)　吸収合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。 ①～⑧　（略） ⑨　吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 (2)　（略） (3)　新設合併の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。 ①～⑧　（略） ⑨　新設合併設立医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 (4)　（略） ３～６　（略） 第４～第５　（略）

第６　分割の手続 　吸収分割の手続については法第 60 条から第 60 条の７まで及び第 67 条の手続の規定を、新設分割の手続については、法第 61 条から第 61 条の６まで及び第 67 条の手続の規定を遵守すること。 　また、社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人及び法第 42 条の３第１項の規定による実施計画の認定を受けた医療法人は、分割制度の対象とすることができないため留意されたいこと。 １　（略） ２　分割の認可の申請（規則第 35 条の８及び第 35 条の 11 関係） （1）　吸収分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。 ①～⑤　（略） ⑥　吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表 ⑦～⑧　（略） ⑨　吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 （2）　新設分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。 ①～⑧　（略） ⑨　新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面	第６　分割の手続 　吸収分割の手続については法第 60 条から第 60 条の７まで及び第 67 条の手続の規定を、新設分割の手続については、法第 61 条から第 61 条の６まで及び第 67 条の手続の規定を遵守すること。 　また、社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人及び法第 42 条の３第１項の規定による実施計画の認定を受けた医療法人は、分割をすることができないため留意されたいこと。 １　（略） ２　分割の認可の申請（規則第 35 条の８及び第 35 条の 11 関係） （1）　吸収分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。 ①～⑤　（略） ⑥　吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人のその時点での財産目録及び貸借対照表 ⑦～⑧　（略） ⑨　吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 （2）　新設分割の認可を受けようとする医療法人は、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。 ①～⑧　（略） ⑨　新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 （3）　社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人については、吸収分割医療法人及び新設分割医療法人にはなれないが、吸収分割承継医療法人にはな

	ることができること。
３　債権者の保護（法第 60 条の４、第 60 条の５及び第 61 条の３関係）	３　債権者の保護（法第 60 条の４、第 60 条の５及び第 61 条の３関係）
（1）　医療法人は、都道府県知事の吸収分割又は新設分割の認可があったときは、その認可の通知のあった日から２週間以内に、分割がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のためにその時点における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。また、当該財産目録及び貸借対照表については、吸収分割又は新設分割に係る登記がされるまでの間、主たる事務所に備え置き、債権者から請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20 万円以下の過料。法第 76 条第９号）があること。閲覧については、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うこと。	（1）　医療法人は、都道府県知事の吸収分割又は新設分割の認可があったときは、その認可の通知のあった日から２週間以内に、分割がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のために財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。また、当該財産目録及び貸借対照表については、吸収分割又は新設分割に係る登記がされるまでの間、主たる事務所に備え置き、債権者から請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。当該義務違反に対しては、罰則規定（20 万円以下の過料。法第 76 条第９号）があること。閲覧については、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うこと。
（2）～（4）　（略）	（2）～（4）　（略）
４～７　（略）	４～７　（略）
第７　（略）	第７　（略）

別添２０

○「医療法人の計算に関する事項について」（平成２８年医政発０４２０第７号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
第１　会計基準、外部監査及び公告について	第１　会計基準、外部監査及び公告について
１　（略）	１　（略）
２　監査について（法第51条第５項及び第６項、規則第33条の２の３及び第33条の２の５関係）	２　監査について（法第51条第５項及び第６項、規則第33条の２の３及び第33条の２の５関係）
(1)　監事の監査報告書について	(1)　監事の監査報告書について
①　監事の監査報告書の内容について	①　監事の監査報告書の内容について
イ　（略）	イ　（略）
ロ　事業報告書等が法令に準拠して作成されているかどうかについての意見	ロ　財産目録、貸借対照表及び損益計算書が法令に準拠して作成されているかどうかについての意見
ハ～ニ　（略）	ハ～ニ　（略）
②　（略）	②　（略）
(2)　公認会計士等の監査報告書について	(2)　公認会計士等の監査報告書について
①　（略）	①　（略）
②　公認会計士等の監査報告書の通知期限	②　公認会計士等の監査報告書の通知期限
公認会計士等は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、理事及び監事に対し、監査報告書の内容を通知しなければならないこと。	公認会計士等は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、理事及び監事に対し、監査報告書の内容を通知しなければならないこと。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　理事、監事及び公認会計士等が合意により定めた日があるときは、その日	ロ　理事、監事及び公認会計士等が合意により定めた日があるときは、その日
財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、理事及び監事が公認会計士等の監査報告書の内容の通知を受けた日に、公認会計士等の監査を受け	財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、理事及び監事が公認会計士等の監査報告書の内容の通知を受けた日に、公認会計士等の監査を受け

たものとすること。 　また、公認会計士等が通知をすべき日までに監査報告書の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、公認会計士等の監査を受けたものとすること。 (3)　（略） ３　（略） 第２～第３　（略） 別紙　（略）	たものとすること。 　また、公認会計士等が通知をすべき日までに監査報告書の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、公認会計士等の監査を受けたものとみなすこと。 (3)　（略） ３　（略） 第２～第３　（略） 別紙　（略）

別添２１

○「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成２８年医政発０４２０第５号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
１　本運用指針について 本運用指針は、法第51条第２項の医療法人（※）が、同条第１項の規定により作成する事業報告書等のうち、会計情報である財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表を作成する際の基準、様式等について定めるものである。 ※　法第51条第２項の医療法人とは、以下の通りである。 ①　最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が70億円以上である医療法人 ②　最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が10億円以上である社会医療法人 ③　（略） ２　（略） ３　重要な会計方針に記載する事項について 会計基準第３条第５号に規定の「その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項」の例は、補助金等の会計処理方法、企業会計で導入されている会計処理等の基準を適用する場合の当該基準である。 ４～11　（略） 12　引当金の取扱いについて 引当金は、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起	１　本運用指針について 本運用指針は、法第51条第２項の医療法人（※）が、同条第１項の規定により作成する事業報告書等のうち、会計情報である財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表を作成する際の基準、様式等について定めるものである。 ※　法第51条第２項の医療法人とは、以下の通りである。 ①　最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50 億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が70億円以上である医療法人 ②　最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20　億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が10億円以上である社会医療法人 ③　（略） ２　（略） ３　重要な会計方針に記載する事項について 会計基準第３条第５号に規定の「その他貸借対照表等を作成するための基本となる重要な事項」の例は、補助金等の会計処理方法、企業会計で導入されている会計処理等の基準を適用する場合の当該基準である。 ４～11　（略） 12　引当金の取扱いについて 引当金は、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起

因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上するものである。その計上基準は、重要な会計方針として記載することとなるが、引当金のうち重要性の乏しいものについては、重要性の原則の適用により、これを計上しないことができる。 未収金、貸付金等の金銭債権のうち徴収不能と認められる額がある場合には、その金額を合理的に見積もって、貸倒引当金を計上するものとする。ただし、前々会計年度末の負債総額が200億円未満の医療法人においては、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度相当額が取立不能見込額を明らかに下回っている場合を除き、その繰入限度額相当額を貸倒引当金に計上することができる。 なお、貸借対照表の表記において、債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高を、会計基準第22条第８号の事項として注記するものとする。 退職給付引当金は、退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したものを計上するものとする。当該計算は、退職給付に関する会計基準（平成10年６月16日企業会計審議会）に基づいて行うものであり、下記事項を除き、企業会計における実務上の取扱いと同様とする。 ①～②　（略） 13～15　（略） 16　事業損益の区分について 事業損益は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に係る本来業務事業損益、法第42条各号に基づいて定款又は寄附行為の規定により実施している附帯業務に係る附帯業務事業損益又は法第42条の２第１項に基づいて定款又は寄附行為の規定により実施している収益業務に係る収益業務事業損益に区分して損益計算書に記載することとするが、附帯業務又は収益業務を実施していない場合には、損益計算書の当該区分は省略することとする。 17～23　（略）	因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上するものである。その計上基準は、重要な会計方針として記載することとなるが、引当金のうち重要性の乏しいものについては、重要性の原則の適用により、これを計上しないことができる。 未収金、貸付金等の金銭債権のうち徴収不能と認められる額がある場合には、その金額を合理的に見積もって、貸倒引当金を計上するものとする。ただし、前々会計年度末の負債総額が200億円未満の医療法人においては、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度相当額が取立不能見込額を明らかに下回っている場合を除き、その繰入限度額相当額を貸倒引当金に計上することができる。 なお、貸借対照表の表記において、債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高を、会計基準第22条第８号の事項として注記するものとする。 退職給付引当金は、退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したものを計上するものとする。当該計算は、退職給付に係る会計基準（平成10年６月16日企業会計審議会）に基づいて行うものであり、下記事項を除き、企業会計における実務上の取扱いと同様とする。 ①～②　（略） 13～15　（略） 16　事業損益の区分について 事業損益は、病院、診療所又は介護老人保健施設に係る本来業務事業損益、法第42条各号に基づいて定款又は寄附行為の規定により実施している附帯業務に係る附帯業務事業損益又は法第42条の２第１項に基づいて定款又は寄附行為の規定により実施している収益業務に係る収益業務事業損益に区分して損益計算書に記載することとするが、附帯業務又は収益業務を実施していない場合には、損益計算書の当該区分は省略することとする。 17～23　（略）

24　貸借対照表等注記事項について 　会計基準第22条第８号に規定の「その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項」の例は、以下のようなものがある。 ①～⑤　（略） 25～27　（略） 様式第一号　　（略）	24　貸借対照表等注記事項について 　会計基準第22条第８号に規定の「その他医療法人の財務状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項」の例は、以下のようなものがある。 ①～⑤　（略） 25～27　（略） 様式第一号　　（略）

改　正　後

様式第二号

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　※医療法人整理番号 □□□□□□

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

損　益　計　算　書

（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ　事業損益		
Ａ　本来業務事業損益		
１　事業収益		×××
２　事業費用		
（1）事業費	×××	
（2）本部費	×××	×××
本来業務事業利益		×××
Ｂ　附帯業務事業損益		
１　事業収益		×××
２　事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
Ｃ　収益業務事業損益		
１　事業収益		×××
２　事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		×××
Ⅱ　事業外収益		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
Ⅲ　事業外費用		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
経常利益		×××
Ⅳ　特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
Ⅴ　特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税引前当期純利益		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

改　正　前

様式第二号

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　※医療法人整理番号 □□□□□□

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

損　益　計　算　書

（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ　事業損益		
Ａ　本来業務事業損益		
１　事業収益		×××
２　事業費用		
（1）事業費	×××	
（2）本部費	×××	×××
本来業務事業利益		×××
Ｂ　附帯業務事業損益		
１　事業収益		×××
２　事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
Ｃ　収益業務事業損益		
１　事業収益		×××
２　事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		×××
Ⅱ　事業外収益		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
Ⅲ　事業外費用		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
経常利益		×××
Ⅳ　特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
Ⅴ　特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税引前当期純利益		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記　（略）

様式第三号～様式第八号　　（略）

様式第九の一号

法人名

所在地

※医療法人整理番号

事　業　費　用　明　細　表

（単位：千円）

区　　分	本来業務事業費用			附帯業務事業費用	収益業務事業費用	合　　計
	事業費	本部費	計			
材料費						
給与費						
委託費						
経費						
売上原価						
その他の事業費用						
計						

1．売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。

2．中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。

3．その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記　（略）

様式第三号～様式第八号　（略）

様式第九の一号

法人名

所在地

※医療法人整理番号

事　業　費　用　明　細　表

（単位：千円）

区　　分	本来業務事業費用			附帯業務事業費用	収益業務事業費用	合　　計
	事業費	本部費	計			
材料費						
給与費						
委託費						
経費						
売上原価						
その他の事業費用						
計						

1．売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。

2．中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。

3．その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式第九の二号

法人名
所在地

※医療法人整理番号

事　業　費　用　明　細　表

（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ　材料費		
：	：	
：	×××	×××
Ⅱ　給与費		
給料	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
Ⅲ　委託費		
検査委託費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
Ⅳ　経費		
減価償却費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
Ⅴ　売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	×××	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	×××	
商品（又は製品）期末たな卸高	×××	×××
Ⅵ　その他の事業費用		
研修費	×××	
：	×××	
：	：	
	×××	×××
事　業　費　用　計		×××

1．売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2．ⅠからⅥの中区分科目は、省略する様式によることもできる。
3．その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式九の二号

法人名
所在地

※医療法人整理番号

事　業　費　用　明　細　表

（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ　材料費		
：	：	
：	×××	×××
Ⅱ　給与費		
給料	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
Ⅲ　委託費		
検査委託費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
Ⅳ　経費		
減価償却費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
Ⅴ　売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	×××	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	×××	
商品（又は製品）期末たな卸高	×××	×××
Ⅵ　その他の事業費用		
研修費	×××	
：	×××	
：	：	
	×××	×××
事　業　費　用　計		×××

1．売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2．ⅠからⅥの中科目区分は、省略する様式によることもできる。
3．その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

別添２２

○「地域医療連携推進法人制度について」（平成２９年医政発０２１７第１６号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
第１　（略） 第２　制度内容 １　地域医療連携推進法人の認定について （１）～（６）　（略） ２　地域医療連携推進法人の業務等について （１）　（略） （２）地域医療連携推進法人の業務について（法第 70 条の８・則第 39 条の 14～第 39 条の 16 関係） ①～③　（略） ④　地域医療連携推進法人が、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であって第一種社会福祉事業に係るもの（一般社団法人が開設できるものに限る。）を開設しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、認定都道府県知事の確認を受けなければならないこと。 ⑤～⑦　（略） （３）～（７）　（略） （８）地域医療連携推進法人の計算について（法第 70 条の 14・則第 39 条の 22 関係） 地域医療連携推進法人は、法第６章第４節の規定を準用し、計算に関する規定が適用されること。具体的事項については、「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成 29 年３月 21 日医政発 0321 第５号厚生労働省医政局長通知）のとおりであること。	第１　（略） 第２　制度内容 １　地域医療連携推進法人の認定について （１）～（６）　（略） ２　地域医療連携推進法人の業務等について （１）　（略） （２）地域医療連携推進法人の業務について（法第 70 条の８・則第 39 条の 14～第 39 条の 16 関係） ①～③　（略） ④　地域医療連携推進法人が、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であって第一種社会福祉事業に係るもの（一般社団法人が開設できるものに限る。）を開設しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、認定都道府県知事の確認を受けなければならないこと。 ⑤～⑦　（略） （３）～（７）　（略） （８）地域医療連携推進法人の計算について（法第 70 条の 14・則第 39 条の 22 関係） 地域医療連携推進法人は、法第６章第４節の規定を準用し、計算に関する規定が適用されること。具体的事項については、地域医療連携推進法人会計基準の公布時に追って通知するものであること。

（9）～（10）　（略） ３　地域医療連携推進法人の監督について （１）　（略） （２）地域医療連携推進法人の定款の変更について（法第 70 条の 18・則第 39 条の 24～第 39 条の 26 関係） 　地域医療連携推進法人は、法第 54 条の９の規定を準用し、定款の変更に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。 ・　定款の変更は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、効力を生じないこと。 ・　認定都道府県知事は、変更手続が法令等に違反していないかどうかを審査した上で、認可を決定しなければならないこと。 ・　住所の変更等、認可を要しない定款の変更をしたときは、遅滞なく、変更した定款を認定都道府県知事に届け出なければならないこと。 　また、地域医療連携推進法人自らが病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であって、第一種社会福祉事業に係るものを開設する場合の定款の変更については、重要な変更として、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。 （３）～（８）　（略） ４　（略） 別添１　（略） 別添２　（略） 別添３ 医療法第 70 条の３第１項各号に掲げる基準に適合することを証する書類 １～３　（略） ４　参加法人の構成等（第８号、第 11 号）	（9）～（10）　（略） ３　地域医療連携推進法人の監督について （１）　（略） （２）地域医療連携推進法人の定款の変更について（法第 70 条の 18・則第 39 条の 24～第 39 条の 26 関係） 　地域医療連携推進法人は、法第 54 条の９の規定を準用し、定款の変更に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。 ・　定款の変更は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、効力を生じないこと。 ・　認定都道府県知事は、変更手続が法令等に違反していないかどうかを審査した上で、認可を決定しなければならないこと。 ・　住所の変更等、認可を要しない定款の変更をしたときは、遅滞なく、変更した定款を認定都道府県知事に届け出なければならないこと。 　また、地域医療連携推進法人自らが病院、診療所、介護老人保健施設又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であって、第一種社会福祉事業に係るものを開設する場合の定款の変更については、重要な変更として、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。 （３）～（８）　（略） ４　（略） 別添１　（略） 別添２　（略） 別添３ 医療法第 70 条の３第１項各号に掲げる基準に適合することを証する書類 １～３　（略） ４　参加法人の構成等（第８号、第 11 号）

	法人名等	医療機関名等	議決権数
病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する参加法人			①
			②
介護施設等を開設する参加法人			③
			④
その他の社員			⑤
その他の社員			⑥
総 議 決 権 数 （①～⑥の合計）			⑦
参加法人の議決権の構成割合（第８号）	（①＋②）＞（③＋④）		
参加法人の議決権の構成割合（第11号）	〔（①＋②＋③＋④）／⑦〕＞０．５		

５　（略）

別添４～別添８　（略）

	法人名等	医療機関名等	議決権数
病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する参加法人			①
			②
介護施設等を開設する参加法人			③
			④
その他の社員			⑤
その他の社員			⑥
総 議 決 権 数 （①～⑥の合計）			⑦
参加法人の議決権の構成割合（第８号）	（①＋②）＞（③＋④）		
参加法人の議決権の構成割合（第11号）	〔（①＋②＋③＋④）／⑦〕＞０．５		

５　（略）

別添４～別添８　（略）

別添２３

○「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成２９年医政発０３２１第５号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
１～21　（略） 22　貸借対照表等注記事項について 会計基準第17条第８号に規定する「その他地域医療連携推進法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項」の例は、以下のようなものがある。 ①～⑤　（略） 23～26　（略） 【参考】　（略） 様式第一号～様式第七号　（略）	１～21　（略） 22　貸借対照表等注記事項について 会計基準第17条第８号に規定する「その他地域医療連携推進法人の財務状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項」の例は、以下のようなものがある。 ①～⑤　（略） 23～26　（略） 【参考】　（略） 様式第一号～様式第七号　（略）